

Title	フランス消費法典草案 (消費法改造委員会案)
Sub Title	Projet de code de la consommation en France : rapport de la commission de refonte du droit de la consommation
Author	池田, 真朗(Ikeda, Masao) 片山, 直也(Katayama, Naoya) 北居, 功(Kitai, Isao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.4 (1987. 4) ,p.56- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870428-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

フランス消費法典草案（消費法改造委員会案）

池田 真朗
片山 直也
北居 功 訳

はじめに

フランス消費法典・消費法改造委員会草案

目次

前置編

第一編 消費法の内容

第一章 消費者に対する情報

第二章 取引方法

第三章 契約書面

第四章 財および役務の一致

第五章 財および役務の安全性

第六章 価格

第七章 消費信用

第二編 消費法の適用

第一章 捜査および確認

第二章 制裁

第三章 訴権

第四章 消費者援助基金

末尾規定

はじめに

ここに翻訳紹介するのは、フランスの予算・消費担当國務補佐 (Secrétaire d'Etat chargé du Budget et de la Consommation)⁽¹⁾の諮問機関である、消費法改造委員会 (Commission de refonte du droit de la consommation)⁽²⁾が、一九八五年に消費担当國務補佐に対する最終報告として提出したものである。消費法改造委員会によるフランス消費法典の草案である。本稿では、同委員会の委員長である、カレロオロワ (Jean Calais-Auloy) モンペリエ大学教授の名で出版された、「新消費法への提案」(Propositions pour un nouveau droit de la consommation, Avril 1985, Collection de rapports officiels, La Documentation française) 所収のものによった。この最終報告は、同書の前半約一四〇頁が報告書、後半約八〇頁が草案条文という体裁で成っている。本草案の成立の経緯の詳細については別稿で触れることとするが、本草案は、全部で三百二十六条からなる大部のもので、消費者に関する法規を統一的・包括的にかつ具体的に集大成する、世界各国にもまだあまり多くの類例を見ないものである (統一的な消費者保護立法の例としては、既にオーストリアに一九七九年に制定された消費者保護法⁽³⁾があるが、その条文数等において大きな開きがある⁽⁴⁾)。実際の立法法までには、今後多大の紆余曲折が予想され、この草案のような形のまま実現しうるか否かについてはかなり疑問があるが、今日各国で消費者保護についての包括的な

立法の必要性が論じられ、かつ(わが国をその代表例として)それがなかなか現実化への進展を見せないケースも多い中で、このフランス消費法典草案は、まずそれが(政府諮問の委員会レベルの草案としても)このような形で提示されたという事実によって、そしてさらに、少なくとも草案段階ではこのくらい包括的で詳細なものでなければ実効性のある立法はできないのではないかと推測させる点において、多大の示唆に富むものである。個々の規定の詳密な内容と相まって、大変高い資料的価値を有するものと評価することができるであらう。⁽⁵⁾

なお以下の草案翻訳は、池田真朗と、大学院の片山直也、北居功による。前後約三〇回の研究会によって成ったものである。

(1) 経済財政予算大臣のもとに置かれる。いわば予算・消費庁長官とでもいうべきものである。これが最初に置かれたのは、一九七六年一月のことであり(その時は消費担当國務補佐)、当時のジスカールデスタン大統領がスクリヴネル夫人 (Mrs. Ch. Schreier) を初代として任命した(この時代に成立した重要な消費関係の法律として、*Loi n° 78-22 et n° 78-23 du 10 janvier 1978* (いむゆるスクリヴネル法律)がある)。その後このポストは一時廃止されるが、一九八一年六月にミッテラン新大統領が、史上初の消費省 (*Ministère de la consommation*) を設置し、ラリーヌミネル夫人 (Mrs. C. Lathière) を初代大臣に任命した。このラリーヌミネル大臣が、消費関係法の体系的な見直しをはかって、消費法改造委員会を一九八一年二月に設置する(正式の設置は、一九八二年二月二五日のデクレによる)。なお消費大臣の地位は、一九八三年の内

閣改造で、ふたたび國務補佐のランクに戻されている。以上については、北村一郎「海外国における消費者(保護)法」(4)——フランス「消費者法講座第一巻(日本評論社、一九八四年)二〇六—二〇七頁参照。ちなみに、一九八五年四月の時点では、エマニュエリ氏 (M. H. Emmanuelli) が予算・消費担当國務補佐の地位にある。

(2) 委員会のメンバーは、一九八二年が、委員長カレロロワ・モンペリニ大学教授以下、ビル弁護士、ブルゴワニ・ルーヴァン・ハラヌーヴ大学(ベルギー)教授、シュヴァリエ・ファミアン大学教授、クチュリエ弁護士兼ディジョン大学講師、フォション弁護士、ダスタン・パリ第一大学教授、ゲノ司法官、ギレム・ペリ大審裁判所副所長、ロビノー・コンセイユエテタ調査員、シャフォゼ司法官の計一名、一九八三年が上記メンバーからフォション、ゲノ、ロビノーの三氏が抜けた計八名、一九八四年が、前年メンバーからシュバリエ、クチュリエ、ギレムの三氏が抜けて新たにプロック・パリ第一大学教授、マウス上級行政官、シゴール製菓消費局長が加わった計八名であった(本文後掲の Propositions pour un nouveau droit de la consommation, pp. 139, 140掲載の各欄下)。

(3) 四十二ヶ条からなるこの法律については、加藤良三「オーストリア消費者保護法(KSCG)とその法理」(1)(2)、南山法律六巻四号一三頁以下、同七巻二号一三頁以下、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編・無店舗販売と消費者三五七頁以下(栗田哲男執筆)、栗田哲男「訪問販売法——西ドイツ・オーストリア」ジュリスト八〇八号四〇—四二頁等参照。

(4) Kurlat, H. (E. v. Hippel) 教授は、その著書 *Verbraucherschutz, 3, neu bearbeitete Auflage*, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1986 の中で、メキシコでは一九七五年に「異例なほど広範な消費者保護法が制定されたと紹介している。教授によれば、同法は、

「多数の実体的規制(宣伝、保証の表示、事業者の情報提供義務と責任、信用取引、訪問取引について)を含んでおり、行政部門に広範な権限(とりわけ消費財についての価格の公定について)を授け、さらに、連邦消費者弁護人という制度と国立消費者研究所の設置の根拠となっている」という(好美清光・円谷慶訳、ヒッペル・消費者の保護八頁による)。筆者はこのメキシコ消費者保護法の全文に未だ接していないが、ヒッペル教授の右記紹介と項目上の比較を見ると、このフランス消費法草案も、ほぼ同様に「異例なほど広範な」との評価を得るものとなるうか。その他同書は、「イスマエル(一九八一年)、ポルトガル(一九八一年)、ルクセンブルグ(一九八三年)およびスペイン(一九八四年)でも、広範な消費者保護法ができた」と述べるが(前掲訳書九頁)、それらの内容については同書中でもごくわずかが断片的に記されるのみで、それらの具体的な全貌および評価については、筆者は未だ知るところがない。

その他統一的・包括的消費者保護立法を志向する試案としては、アメリカ合衆国では、ホストン大学の付属研究機関である全国消費者センターが一九七〇年に発表した「全国消費者法(National Consumer Act)が有名(Fenosa, *Handling Consumer Credit Cases*, 2d ed., 1980, vol. 2, pp. 209-241 参照)。ただしこれは、合衆国連邦政府の資金援助を受けているものの、私的機関による試案であり、いくつかの州の消費者保護法に影響を与えているとされるが、そのまま全面的に採用した州はないようである。経済企画庁編・前掲書二二七頁(田島裕執筆)か、竹内昭夫「消費者信用・アメリカ」(学会報告)比較法研究三二六号二四頁等参照。

(5) ちなみに、管見の及ぶ限りでは、本草案をわが国に紹介したのは、本稿執筆時点まで見当たらない。またヒッペル教授の前掲書(第三版、一九八六年)でも、まだ全く言及されていない。

フランス消費法典・消費法改造委員会草案

目次

前置編

第一節 適用範囲

第二節 消費者組織

第三節 消費協約

第一編 消費法の内容

第一章 消費者に対する情報

第一節 事業者によって提供される情報

第二節 出版物または消費者組織によって提供される情報

第二章 取引方法

第一節 広告

第二節 価格による販売促進

第三節 景品付きの売買または給付

第四節 セットによる売買または給付

第五節 下取り売買

第六節 雪だるま式（ねずみ算式）売買

第七節 売買または給付の拒否

第八節 訪問販売

第九節 あらかじめの注文のない売買または給付

第三章 契約書面

第四章 財および役務の一致

第一節 予防

第二節 補償

第一款 保証

第二款 売買後の役務（アフター・サービス）

第五章 財および役務の安全性

第一節 予防

第二節 処罰

第三節 補償

第六章 価格

第一節 価格の総額

第二節 価格に関する情報

第三節 価格の支払

第七章 消費信用

第一節 一般規定

第二節 付随的貸付に関する諸規定

第三節 制裁

第二編 消費法の適用

第一章 捜査および確認

第二章 制裁

第一節 刑事制裁

第二節 民事制裁

第三章 訴権

第一節 一般規定

第二節 法廷命令の訴権

第三節 全体的訴権

第四節 集団の訴権

第一款 特定の消費者集団の利益において行使される訴権

第二款 不特定の消費者集団の利益において使される訴権

第三款 共通規定

第四章 消費者援助基金

末尾規定

前置編

第一節 適用範囲

第一条 本法は、反対の規定のある場合を除き、事業者 (entrepreneur) と消費者との間に適用される。

第二条 事業者とは、通常の営業活動において財または役務を提供する、自然人もしくは法人、または公人もしくは私人をいう。

第三条 消費者とは、非営業的 (non-professional) 用途のために、財または役務を獲得しまたは利用する自然人または法人をいう。

第二節 消費者組織 (Organization)

第四条 消費者組織とは、法人格を有し、かつ消費者の利益保護を規約の目的とする非営利社団 (association) である。

第五条 消費者組織の代表資格は、以下の基準によって判定される。

—— 会員数。

—— 製造者、配給者および役務の提供者に対する独立。

—— 消費者の利益保護のための実効的活動。

第六条 消費者組織の代表資格は、特定の経済的または地域的分野において制限される。

第七条 ① 国家的レベル (national) における消費者組織の代表

資格は、消費担当大臣のフレテ (Fretes) によって認められる。

② 州、県または地方レベルにおける消費者組織の代表資格は、その地域における国の代理機関 (representative) のフレテによって認められる。

③ そのフレテは五年間有効である。

第八条 国家レベルにおける消費者の連合組織の代表資格は、その連合組織を構成する諸団体の州、県または地方レベルにおける代表資格を当然に奪う。

第三節 消費協約 (Accords collectifs)

第九条 本章は、以下の二当事者間で交渉される消費協約に適用される。

—— 一方は、単一または複数の消費者の代表組織。

—— 他方は、単一もしくは複数の事業者または単一もしくは複数の事業者の団体。

第一〇条 消費協約は、事業者と消費者の関係を規制する。消費協約は、殊に、消費者に提示される契約のひな型、消費者に提供される情報および消費者に供給される財または役務の質を定めうる。

第一条 消費協約を締結しうるすべての者は、交渉当事者を招集する発案権を有する。集会は、消費担当大臣によっても発案される。

第二条 契約のひな型を定める協約は、締結前に、不当条項

委員会に意見を求めるために提出されなければならない。委員会は三ヶ月以内に回答しなければならない。回答なくその期間を経過した場合、協約は締結されうる。

第二三条 協約の当事者でない、すべての消費者を代表する組織またはすべての事業者の組織もしくはすべての事業者は、後日、その協約に加入することができる。その加入は協約の締結者 (Equalité) に通知されなければならない。加入者は締結者と同一に扱われる。

第二四條 協約は、現行の法律・規則の規定よりも、消費者に不利な規定は含み得ない。

第二五條 協約は、その業種のおよび地域的 (territorial) な適用範囲を定める。

第二六條 複数の協約が競合的に適用可能なときは、全く同一の対象を扱う諸規定の中では、消費者により有利な規定が、不利な規定に優先して適用される。

第二七條 協約は、それを破棄、改変、改訂しうる条件を予定すること、協約は、破棄に先行する予告期間を定める。

明示の規定がないときは、その期間は三ヶ月とする。

第一八條 ① 協約が消費者側または事業者側の締結者全部によつて破棄されたときは、その協約は、それに代わつて用意される協約が発効するまで効力を有する。新しい協約が締結されないときは、その破棄された協約は、一年以上の期間を定めた条項のある場合を除いて、一年間効力を有する。

② 協約が消費者側または事業者側の締結者の一部のみによつて破棄されたときは、協約を破棄した締結者に前項の規定が適用され、他の締結者は協約にそのまま拘束される。

③ 前二項の場合において、協約破棄は、協約が効力を有する間に締結された契約に効果を及ぼさない。

第一九條 ① 国家的に適用される協約は、消費担当省に登録され、消費担当省はそれを県の消費課 (Service) や小審裁判所の書記課に配布する。

② 州、県または地方に適用される協約は、消費担当省の地方機関 (services départementaux) に登録され、そこから管轄の小審裁判所の書記課に配布される。

③ すべての協約の国家的資料は、消費担当省に保存される。

第二〇條 ① 第一九條に定められた登録は、締結者の中の任意の一人によつて行なわれる。

② 協約は、他日を定める規定ある場合を除いて、その登録の翌日に効力を生じる。

第二一條 協約は、その締結者だけでなく、締結組織の構成員でありまたは構成員となる事業者にとつても法律に代わる。

第二二條 その適用範囲が国家的であり、かつ以下の者によつて締結された協約は、業界全体に拡張されうる。

—— 一方は、消費者全体の保護を目的とする国家的代表組織の多数。

—— 他方は、単一または複数の事業者の国家的代表組織。

第三条 事業者組織の代表資格は、以下の基準によって判定される。

— 加入者数。

— 業界の集団利益の保護のための実効的活動。

第四条 ① 拡張 (extension) は、消費全国評議会 (Conseil national de la consommation) の意見を聞いた後、また、協約が契約のひな型を定めるときは、不当条項委員会の意見を経て、消費担当大臣のアレテにより発効する。

② アレテは、協約が少なくとも二年間施行されているときのみ発令される。

第五条 拡張のアレテは、協約の条項を修正しえない。アレテは、協約が効力を生じなくなったときは、無効となる。

第六条 拡張された協約は、フランス共和国官報に公示される。

第二七条 拡張された協約は、協約締結組織の構成員であると否とを問わず、協約の適用範囲に含まれるすべての事業者に対して法律に代わる。

第二八条 ① 拡張されまたはされていない協約に拘束される事業者は、消費者が締結組織の構成員であろうとなかろうと、すべての消費者に対しても協約に拘束される。

② 協約の規定は、消費者と締結された契約の中より不利な条項に当然に置き替えられる。

第二九条 協約は、反対の規定のある場合を除いて、現在行な

われている契約に、直ちに適用される。

第三〇条 ① 協約に拘束される事業者は、特に、揭示や消費者に届けられる文書への記載によって、協約を公に報知しなければならない。その報知の様式の詳細は、*Decret (n° 855)* によって定められる。

② 協約に拘束される事業者は、さらに、協約条文の提供を求めらるべき者に、それを無償で提供しなければならない。第三一条 協約の締結者は、その協約の規定を遵守させるために、締結者自身の名義で、訴訟を進行しうる。

第三二条 すべての消費者は、個人的利益があれば、協約に拘束されているにもかかわらずその規定を遵守しない事業者に対して訴訟を提起しうる。

第三三条 協約を締結した消費者組織は、各々の消費者のために、利害関係人が当該組織の訴訟進行を知らされ、かつそれに反対することを明らかにした場合でない限り、利害関係人からの委任を証明することなく、その協約から生じる訴訟を進行しうる。利害関係人は、いつでも、組織によって提起された訴訟手続に参加しうる。

第三四条 第三一条、第三二条または第三三条の適用によって訴訟が提起されたときは、裁判官は、なされた決定を公に報知するメッセージの配布・揭示を敗訴者の負担で強制的に命令しうる。

第一編 消費法の内容

第一章 消費者に対する情報

第一節 事業者によって提供される情報

第三五条 事業者が消費者にとって決定的に重要であることを知りまたは知らなければならぬ要素を認識しまたは認識しなければならぬとき、事業者は、それを消費者に報知する責を負う。その義務の有無は、ことに、消費者自身が情報を得ることの困難さ、消費者が事業者に対して持つことのできる信用の正当性、および事業者の宣言によって判定される。

第三六条 事業者は、特に、価格、目的（物）、契約期間に関する必要なすべての情報を、消費者に与えなければならない。

第三七条 情報は、フランス語で与えられる。

第三八条 情報は、書面、または製品・役務の性質に適しかつ用法に合致すべき他のすべての方法によって与えられる。

第三九条 情報は、消費者がその知識を契約締結前に有効に得られる方法で提供されなければならない。

第四〇条 情報を提供する義務を果たしたことの証明は、事業者が負う。

第四一条 不完全で、漠然として、あいまいな情報は、情報の欠缺とみなされる。

第四二条 諸法規の規定は、各々の製品もしくは役務またはそ

れら製品もしくは役務の範疇ごとに、事業者が消費者に提供すべき情報を明確に定めうる。

第四三条 事業者が第三五条ないし第四一条に反した場合、または第四二条の適用により採用される規定に反した場合は、裁判官は、消費者の要求によって、契約の無効を宣告しうる。裁判官は、事業者に対し、いつでも、消費者が被った損害の賠償を命じうる。

第二節 出版物または消費者組織によって提供される情報

第四四条 消費者に情報を提供することを主たる目的とした製品、役務または商標の引用は、その引用が他人の名誉または名声を侵害する場合しか、一八八一年七月二九日の法律第一三条によって規定された反駁権を生じえない。

第四五条 ① 市（いち）およびショッピングセンターにおけると同様に、販売面積が四〇〇平方メートルまたはそれ以上の商店におけるすべての公開取引について、消費者の代表組織の裁量で掲示板が設置される。そこに掲示される情報は、組織の目的に対応しなければならず、かつ組織の責任しか生ぜしめない。

② 本条適用の方式は、法規または消費協約によって決定される。

第二章 取引方法

第一節 広告

第四六条 広告は、それとして明瞭かつ即座に識別されうるものでなければならぬ。

第四七条 人の健康または安全に対して危険な所為を引き起こしうる引用、表示または展示を、いかなる形にもせよ含むすべての広告は禁じられる。

第四八条 虚偽のまたは錯誤を生ぜしめる性質の引用、表示または展示が、以下に掲げる要素の一つまたは複数に関係する場合は、いかなる形にもせよ、それらを含むすべての広告は禁じられる。広告対象となっている財または役務の、存在、性状、成分、品質、有効成分の含有量、種類、産地、数量、製造の方法および日付、特性、売買の価格および条件、それらの使用条件、それらの使用によって得られる結果、売買または役務の提供の動機または方式、広告者が請負った約定の効力範囲、製造者・小売業者、促進者(プロモーター)または役務提供者の身元、資格または適性。

第四九条 本法第二六〇条の適用を受ける係官は、広告上の引用、表示、または展示を正当化するに適當ならゆる要素を彼らに自由に使用せしめるよう広告者に要求しうる。係官は、広告代理店、媒体の責任者、または印刷者に対して、広告者を同定するためのあらゆる要素を扱うよう要求しうる。係官はそれらの者各々に対して、配布されたメッセージの係官による自由な使用を要求しうる。

第五〇条 ① 第四六条、第四七条または第四八条の不遵守の

場合、検察官の要請、消費者の代表組織の要求、または予審判事もしくは訴訟の係属する裁判所の職権で、広告の停止または取消が命じられうる。

② その措置は、ひとたび遵守する旨の陳述を正式に求められた広告者に対してしか取られえない。その措置は他に異議申立の手段があるとしても効力を発する。その措置は、免訴の決定により効力を失う。

③ 上訴の場合、上訴部または控訴院は、上訴に付される決定の期日から起算して、一ヶ月の期間内で、決定を下す。その期間に決定されないときは、命じられた措置は当然に失効する。

第五一条 ① 第四六条、第四七条および第四八条の規定に反した場合は、八〇〇フランないし二五〇〇〇フランの罰金が課せられる。罰金の最高限度は、違反広告の費用総額まで引き上げられうる。

② さらに、裁判官は、

——本法第二七二条に定められた条件において、違反を問われた者の費用で、訂正広告の配布または掲示を命じうる。

——本法第二七三条に定められた禁止を宣告しうる。

第五二条 広告費用の決定に関して、裁判官は、当事者と同様広告者にも、有用なすべての資料の報告を要求しうる。拒否するときは、裁判官は、その資料の差押または適切ならずすべての措置を命じうる。さらに、裁判官は、それらの資料の作成

に要した期間を考慮して、遅滞一日につき五〇〇〇〇フランまで履行強制のための罰金を課することができる。

第五三条 第五一条に定められた罰則は、広告の停止もしくは取消を命じる決定に反する場合、または、猶予された期間内での訂正広告の不履行の場合と同様、第四九条に定められた条件の下で求められた正当化要素、同定要素または配布された広告に関する報告を拒否する場合にも適用される。

第五四條 広告者は、広告の配布に関して犯された違反の主たる責任者として責任を負う。共犯者は、一般法の条件下で罰せられる。

第五五條 違反は広告がフランスにおいてなされ、受け取られ、知覚された時から生じる。

第五六條 広告は、第四六条、第四七条および第四八条の規定を遵守する限り、すべての財、役務または事業を、それらを比較するために引用しうる。

第二節 価格による販売促進 (Promotion)

第五七條 値引きの表明 (annonce) を含むすべての広告は、(以下)のことを明確にしなければならない。

—— 絶対値による、または第五九条に定められた基準価格に対する割合による値引きの大きさ。

—— 関係する財もしくは役務または財もしくは役務の範囲。

—— 値引きされた価格で財または役務が提供される期間。

—— 必要があれば、表明された優遇措置が同意される方式。

第五八條 値引きの表明を含む広告の対象となる財または役務には、それらが公衆に提示されるときは、表明された値引きに加えて、第五九条に定められた基準価格を明らかにさせる

値札 (étiquette)、標章 (étiquette)、または張り紙 (affiche) が、本法第一八六条以下に従って付け加えられなければならない。

第五九條 ① 基準価格は、広告の開始に先立つ三〇日間に、同一の小売店で類似の商品または給付について、広告者によって実施された最も低い価格を超えることはできない。

② 広告者は、裁判官、検査官または本法第二六〇条が適用される係官の請求があれば、その期間に実施した価格を証明できなければならない。

第六〇條 ① 価格の比較を含むすべての広告は、(以下)のことを明確に同定できなければならない。

—— 関係する財または役務。

—— 比較の対象となる財または役務。

② 広告者は、裁判官、検査官または本法第二六〇条が適用される係官の請求があれば、その比較が正確であることを証明できなければならない。

第六一條 財または役務の価格に関してなされた広告は、広告者が、実行された促進作用から考えて通常予測できる請求に応じられないときは、禁じられる。

第六二條 安売り、投げ売り、またはその他すべての類似の名称を使った売上の表明は禁じられる。

第六三条 事業者が一ヶ月以上の間在庫として保持し、かつ、

流行遅れとなったり、半端物となったり、色あせたりした製品を、その事業者が小売を目的として季節の安売りとして行なう旨の広告は、前条の規定にかかわらず認められる。その安売りは、年に二回以上は行ないえない。

第六四条 ① 投げ売りの広告は、店じまいもしくは営業権の譲渡の場合または商品の在庫をすべて処分することが必要となるような営業の根本的な変更の場合に認められうる。

② 投げ売りの広告をすることを望む事業者は、あらかじめ、その投げ売りを行なおうとする市の市長の許可を得なければならない。

第六五条 すべての場合において、安売りされまたは投げ売りされる製品には、それらが提供される価格および第五九条に定められた基準価格を表記する値札、商標または張り紙が、本法第一八六条以下に従って付け加えられなければならない。

第六六条 ① 第五七条ないし第六五条の規定に反した場合、八〇〇〇フランないし二五〇〇〇〇フランの罰金が課せられる。

② 裁判官は、さらに、

——本法第二七二条によって定められた条件の下でメッセー
ジの配布および掲示を命じうる。

——本法第二七三条に定められた禁止を宣告しうる。

——売買または給付から生じた売上金の全部または一部を没

取しうる。

第三節 景品付きの売買または給付

第六七条 事業者は、売買または役務の給付において、付録の財または役務を、それらが主要な取引対象とは異なるものであり、かつ無償または有利な条件で供給されるものとして提示されているときは、消費者に対してそれらを供給しえない。

第六八条 ① 第六七条の禁止は、財または役務がすべての買主に帰属する場合のみならず、買主の一部の者に留保される場合、殊に、コンクール、ゲームまたは抽引の場合にも適用される。

② 禁止は、買主に現金で値引きを受けるといふ選択権がある場合でも、同様に適用される。

第六九条 第六七条による禁止は、(以下の場合には)適用されない。

一、大して価値もなく、消去できない明らかな方法で示されて、特に広告用として受け取られる、ささいな物。

二、通常は有償の契約の対象とされずかつ商業上の価値のない給付。

三、売買後の役務(アフター・サービス)。

四、駐車便宜。

五、製品の品質を評価するために絶対に必要な量を提供された量が超えないという条件で、販売される製品の製造業者または加工業者が提供する見本。

六、販売される製品を納める通常の容器または包装。

七、主要な取引対象となるものに通常付随する付属の財または役務。

八、割引または現金での値引き。

第四節 セット (Set) による売買または給付

第七〇条 財の売買または役務の給付を、他の財の購入、強制された数量の購入、他の役務の給付、等に付随させることは、このように構成されたセット (Set) が消費者各人の必要を明らかに超えるときは、すべての事業者に禁止される。

第七一条 消費者各人の必要を明らかに超えるセットで物が提示されるとき、事業者は、それぞれの物を個別に購入しうる可能性について、消費者の注意を明瞭に喚起しなければならぬ。

第七二条 ① 第七〇条および第七一条の規定に反するすべての場合、一二〇〇フランないし三〇〇〇フランの罰金が課せられる。

② 裁判官は、さらに、本法第二七二条によって定められた条件でメッセージの配布および掲示を命じうる。

第五節 下取り売買

第七三条 消費者に財を売る事業者がその消費者の他の財の下取りを受ける場合、契約は書面によって締結され、かつ、下取りの条件が明瞭になされなければならない。

第七四条 第七三条に反する場合、事業者がより低い価格が合

意されていたことを証明する場合を除き、消費者は売買価格の半額に等しい下取り価格を要求しうる。

第六節 雪だるま式 (ねずみ算式) 売買

第七五条 いわゆる「雪だるま式」、すなわち、とりわけ無償でもしくは商品の現実的価値より低い金額の値引きで商品の取得を大衆に期待させ、かつその特典を加入の募集に従属させて、大衆に商品を提示するという方法、または他のすべての類似の方法による売買または役務の給付は禁止される。

第七六条 第七五条に反する場合、消費者は、本法第二七七条以下に定められた条件により、契約の無効を申立てまたは對抗しうる。

第七七条 ① 第七五条の規定に反するすべての場合に、八〇〇〇フランないし二五〇〇〇〇フランの罰金が課せられる。

② 裁判官は、さらに、

—— 売買または給付から生じた金額の全部または一部を没収しうる。

—— 本法第二七二条に定められた条件で、メッセージの配布および掲示を命じうる。

—— 本法第二七三条に定められた禁止を宣告しうる。

第七節 売買または給付の拒否

第七八条 消費者の要求がいかなる不当な性質も示さず、善意の要求者から出されたものであり、売買または役務の給付が、法律または規則によって禁止されていない場合、すべての事

業者は、自己の能力及ぶ範囲においてかつ慣習にかんじた条件で、消費者の要求を満たすことを拒否することを禁じられる。

第七九条 ① 第七八条の規定に反するすべての場合、一〇〇〇フランないし一五〇〇〇〇フランの罰金が課せられる。

② 裁判官は、さらに、本法第二七二条に定められた条件でメッセージの配布および掲示を命じうる。

第八節 訪問販売

第八〇条 ① 消費者の住居、居所または仕事場で、有償で、財または役務を勧めるために訪問販売をなしたはなさしめる者は、第八一条ないし第八七条の規定に従う。

② 有償で財または役務を勧めるため、通常は取引をするところではない場所または地域に消費者を招待しまたは招待させる者も、同様にそれらの規定に従う。

③ 第八一条ないし第八七条の規定と特別法の規定が競合する場合、消費者に最も有利な規定が適用される。

第八一条 商工業者の正常化に既する一九四七年八月三〇日の法律第四七一―六三五号の規定は、第八〇条の適用される活動を行なう個人に適用される。

第八二条 ① 第八〇条の適用される活動は、書面による契約の対象とされなければならない。その一通は、署名の時点で顧客に引き渡されなければならない。

② その契約には以下の記載がなされなければならない。

一、売主または給付者の氏名および住所。

二、訪問販売員の氏名。

三、契約が締結された場所の住所。

四、提示された財または役務の性質または特性に関する明確な表示。

五、契約の履行条件、殊に財の引渡しまたは役務の供給の方式および期日。

六、支払の総額および弁済の方式。

七、第八三条に規定された撤回の権能、第八四条に表明された禁止および第八五条に置かれた制裁。

③ 消費者が契約を締結する場合、その消費者は、署名の日付、および「私は、……(第八三条に規定された撤回の権能が消滅する日付)まで撤回権を有する」という記載を、消費者の手で記入する。

第八三条 消費者は、契約締結から七日の期間内は、その署名を取消しうる。その権能の行使を容易ならしめるため、切り離し可能な用紙を申込書に付け加える。その用紙に記載されるべき事項は、コンセイユ・データのデータレによって明確に定める。用紙の使用は消費者の任意である。その撤回が有効な期間内に発信されたか否かは、郵便局の日付によって決定される。

第八四条 第八三条に規定された熟考期間の満了前は、何人も顧客に対し直接または間接にいかなる資格、いかなる形式に

おいても、何らの支払、代償または約束をも要求しえず、また得ることもできない。

第八五条 消費者に有償で財または役務を提示するため電話をし、またはさせることは、すべての事業者に禁じられる。

第八六条 第八一条、第八二条、第八三条、第八四条または第八五条に反する場合、消費者は、本法第二七七条以下に定められた条件で契約の無効を申立てまたは対抗しうる。

第八七条 ① 第八一条ないし第八五条の規定に反するすべての場合に八〇〇〇フランないし二五〇〇〇〇フランの罰金が課せられる。

② 裁判官は、さらに、

—— 売買または給付から生じた額の全部または一部を没収しうる。

—— 違反を犯すのに使われた用具の全部または一部を没収しうる。

—— 本法第二七二条に定められた条件でメッセージの配布または掲示を命じうる。

—— 本法第二七三条に規定された禁止を宣告しうる。

第八八条 その者のために訪問販売がなされたところの者は、彼の訪問販売員について、彼らが独立したものであったとしても、民事上の責任を負う。

第八九条 以下の場合には第八一条ないし第八八条の規定に従わない。

Ⓢ 商人またはその担当係により、彼らの商いが行なわれている人口集中地またはその近隣において頻繁なまたは定期的な巡回の途中でなされる、食料品および日常の消費財の住居での売買。

b) 訪問販売員またはその家族の個人的な製造または生産によつて排他的に供給される製品の売買、および彼らによつて即座になされる役務の給付。

c) 売却された財の現状での引渡しに関連する、商品、部品または付属品の供給によつて構成される売買後の役務 (アフター・サービス)。

第九節 あらかじめの注文のない売買または給付

第九〇条 ① 無料の試用品または見本を除いて、消費者の明示のかつあらかじめの要求なしに何らかのものを消費者に送付することは、すべての事業者に禁じられる。

② これに反する場合、消費者はいかなる代金支払も反対給付も強制されることなく、そのものを保持しうる。

第九一条 ① 消費者が明示にかつあらかじめ要求していなかった財または役務の価格を消費者に請求することは、すべての事業者に禁じられる。

② 前項に反する場合、消費者は本法第二七七条以下に定められた条件で契約の無効を申立てまたは対抗しうる。

第九二条 ① 事業者が一定期間継続して届けられるものを消費者に提示するときは、事業者は、消費者に、あらかじめ

注文書に署名させなければならぬ。

② その書面においては、(以下)のことを明記する。

一、消費者に届けられるもの。

二、送付の定期性。

三、支払価格および弁済の方式。

四、送付終了の期日。

③ 消費者は、いかなる場合にも、黙示の更新の条項の効果としてさえも、三年を超える期間で拘束されえない。

第九三条 第九二条に反する場合、消費者は、本法第二七七条以下に定められた条件で契約の無効を申立てまたは対抗しうる。

第一〇節 弱点へのつけこみ

第九四条 ① 弁済または約務 (obligation) を得るために、消費者の年齢、健康または状況に由来する弱点または無知につけこむすべての事業者には、三ヶ月ないし三年の禁固および八〇〇フランないし三〇〇〇〇フランの罰金の両方または一方が課せられる。

② 裁判官は、さらに、

—— 売買または給付から生じた額の全部または一部を没収しうる。

—— 本法第二七二条に定められた条件でメッセージの配布および掲示を命じうる。

—— 本法第二七三条に定められた禁止を宣告しうる。

—— 累犯の場合、営業所の一時的または最終的な閉鎖を命じうる。

第三章 契約書面

九五条 ① 十分に明瞭なすべての情報または広告は、それを提供したは利用する事業者を拘束する。

② 前項に反することを目的としたまたは結果とする条項は禁じられる。

第九六条 消費者が契約締結前に契約書面についての知識を得ることができた場合で、かつ、それらの契約書面が、その意味および範囲を理解し得るように作成され提示された場合でなければ、契約書面は消費者に対抗しえない。

第九七条 事業者または事業者組織によって一方的に作成される消費者に提示される契約において、その提示方法ではほとんど読み取れず、その作成方法では理解できない条項は、消費者に対抗しえない。

第九八条 事業者または事業者組織によって一方的に作成される消費者に提示される契約は、疑いがある場合には、消費者に有利に解釈される。

第九九条 不当条項委員会の意見を求めた後に発布されるコンセイユ・データのデクレは、消費者の情報を確保するために、事業者によって消費者に提示される契約のひな型の開示を規則化し、かつ与えるべき情報内容を定めうる。

第一〇〇条 ① 事業者によって消費者に通常提示される契約

のひな型の一通は、それを要求するすべての者に、特段の約定がなくとも、事業者によって提供されなければならない。

② 前項の規定は、顧客を応対する場所に、明瞭な方式で提示されなければならない。

③ 提示の欠缺は、一二〇〇フランないし三〇〇〇フランの罰金が課せられる。

第一〇一条 事業者と消費者の間で締結される契約、および事業者によって消費者に提示される契約のひな型においては、

法律上の強行規定に反する条項またはそれらの条項の集合は不当となる。

第一〇二条 第一〇一条が適用される契約および契約のひな型において、以下の事項を目的としまたは結果とする条項または条項の集合は不当となる。

一、消費者が決定的に契約関係に加入しているときに、事業者に契約を締結しない自由を残しておくこと。

二、事業者が契約の締結または履行を破棄したときには、消費者によって支払われた金額が二倍にして返還されるということを定めることなしに、消費者がそれらの破棄をした場合に支払われた金額の保持を事業者に許すこと。

三、事業者側の係員または受任者によって結ばれた約定を遵守する債務を事業者のために制限すること。

四、契約を締結しまたは契約のひな型を作成、配布もしくは

は利用した事業者の意思に直接または間接に依存する要素によって価格を変更すること。

五、引渡すべき物または為すべき役務の性質を一方的に変更する権利を事業者に留保すること。ただし、価格上昇または品質低下が生じない条件で、技術発展に関連した変更を事業者がなしうることは定められうる。

六、引渡された物または提供された役務が契約条項に一致するか否かを決定する権限を事業者に与えること。

七、物の引渡または役務の履行の期日が、単なる目安として与えられることを条項化する事。

八、事業者が債務を履行しなかった場合でも、消費者に債務を履行することを義務づけること。

九、事業者が債務を履行しない場合、消費者が契約の解除を要求することを禁ずること。

一〇、事業者のなす契約の無効または解除の場合に、消費者によって支払われた金額の保持を事業者に許すこと。

一一、不履行、不完全な履行、一部の履行または遅滞した履行の場合に、事業者の責任を免除すること。

一二、不履行、不完全な履行、一部の履行または遅滞した履行の場合に、事業者によって負担される賠償金を制限すること。

一三、消費者が事業者に対して負う債務を、彼が事業者に対して有する債権で相殺することを消費者に禁ずること。

一四、自由な裁量で契約を解除することを、消費者に同様の権能を与えずに、事業者に許すこと。

一五、消費者による訴権または異議申立手段の行使を禁止し、制限し、または妨げること。

一六、管轄に関する法律上の規定に反すること。

一七、法律が事業者に負担させる証明責任を消費者に課すこと。

一八、契約の履行を確保するために消費者によって支出された訴訟費用および弁護士への報酬の償還を事業者に課すことなく、債権回収のために事業者が支出した同様の費用の償還を消費者に義務づけること。

第一〇三条 第一〇一条が適用される契約および契約のひな型において、補充的諸法規または第一〇七条によって設置される委員会の勧告に反する条項あるいは条項の集合は、事業者が、それらの条項によって自らが一般的にいつて過度に有利にはならないと立証する場合を除いて、不当なものと推定される。

第一〇四条 第一〇一条が適用される契約または契約のひな型において、それらの条項あるいは条項の集合が一般的にいつて事業者を過度に有利にしないと事業者が立証する場合を除いて、以下のことを目的としまたは結果とする条項あるいは条項の集合は、不当なものと推定される。

一、消費者がある事実またはある行為を明らかに認識しな

いにかかわらず、認識しているものと条項化すること。
二、消費者が有効に認識しなかった契約条項に消費者の附合 (adhesion) を認めること。

三、契約締結後三ヶ月の期間内において価格を上昇させること。

四、消費者が容易に認識しえない要素に基づいて価格を上昇させること。

五、価格の上昇が消費者が通常予測しうる程度を超える場合に、消費者に契約を撤回する権能を認めることなく、価格の上昇を認めること。

六、契約締結後も、物の引渡しまたは役務の履行の場所の選択権を事業者に残すこと。

七、消費者には条件が成就したか否か容易にわからないような条件に事業者による契約の履行をからしめること。
八、契約の履行のあらゆる着手の前に、価格の非常に多額な部分の支払を、正当な理由なく消費者に義務付けること。

九、消費者が債務を履行する前に、事業者が債務を履行したことを確認する可能性を消費者から奪うこと。

一〇、不履行、不完全な履行、一部の履行または遅滞した履行の場合に、事業者によって負担される賠償金の総額を決定すること。

一一、債務を履行しない消費者によって負担される賠償金

の総額を、債務を履行しない事業者に支払の義務がある同種の賠償金を定めることなく決定すること。

一二、消費者に、三年の期限の経過後、一年ごとの解除(告知)の権能を与えることなく、三年を超える期間について消費者を義務付けること。その解除の権能は、三ヶ月以上の予告期限に従わしめられることなく、また、解除による損害を超える賠償金を生じない。

一三、一年を超える期間について黙示の更新による契約の更新を許すこと。

一四、更新拒絶の予告期限が三ヶ月以上とされている場合に、黙示の更新による契約の更新を許すこと。

一五、消費者が利用しうる証拠方法を制限すること。

一六、フランスで締結されかつ履行される契約に外国法を適用可能にすること。

第一〇五条 第一〇一条が適用される契約または契約のひな型において、第一〇二条、第一〇三条および第一〇四条の範疇に含まれもしくは含まれないすべての条項または条項の集合は、それらが一般的に事業者を明らかに過度に有利にすることが証明される場合には、不当なものとして判決されうる。

第一〇六条 第一〇一条が適用される契約または契約のひな型に存在する条項が不当であり、ほとんど読み取れずまたは理解できない場合には、それらの条項は記載されていないものとみなされ、かつ、削除されなければならない。

第一〇七条 ① 不当条項委員会は、消費担当大臣のもとに組織される。

② 不当条項委員会は、委員長たる司法系統の司法官一名、および以下の同数の者で構成される。

——法律に関する学識経験者。

——司法官。

——消費全国評議会の消費者の代表団 (conseil) によって推薦された者。

——消費全国評議会の事業者の代表団によって推薦された者。

③ 政府委員は、不当条項委員会の下に置かれる。

第一〇八条 不当条項委員会は、消費者に対して事業者によって通常提示される契約のひな型の審査権を有する。消費担当大臣、裁判所、検察官、消費者を代表する非営利社団または利害関係を有する事業者は、委員会に提訴しうる。委員会は、同様に、職権で自らに提訴しうる。

第一〇九条 ① 委員会は、(以下のことを) 勧告する。

——事業者に過度に有利になると委員会が考える条項の削除または修正。

——消費者の情報に必要であり、かつその欠缺が事業者に過度に有利になると委員会が考える記載の挿入。

——消費者に契約を理解させることができるような提示。

② 委員会は、もし有効と判断する場合は、その勧告が対象とする事業者または組織を指定しうる。

第二一〇条 ① 勧告は、官報に公示される。

② 裁判所が委員会に提訴した場合には、勧告は、本案に関する決定の後にしか公示しえない。

第二一一条 委員会は、事業者、事業者組織または消費者の代表組織によって委員会に提示された契約のひな型の草案についてもその意見を与えうる。

第二一二条 委員会は、毎年その活動報告を作成し、場合によっては、委員会が望ましいと考える法律または規則の修正を提案する。その報告は官報に公示される。

第四章 財および役務の一致

第二一三条 ① 市場に置かれた財すなわち動産または不動産、および役務は、消費者の正当な (reasonable) 期待に一致しなければならぬ。

② 消費者の正当な期待は、ことに財または役務の性質、その用途、それに関係する法律および規則、それを市場に置く者によって与えられる情報、および消費者が締結する契約条項によって決定される。

第一節 予防

第二一四条 財または役務を市場に置くすべての事業者は、あらかじめ、それが消費者の正当な期待に一致することを検査しなければならぬ。

第二一五条 ① 諸法規の規定は、財および役務が消費者の正

当な期待に一致する条件を明確に定めうる。

② 諸法規の規定は、(以下)のことを定めうる。

— 財の製造、輸入、輸出、所持、包装、輸送、および商品化を規制すること。

— 役務の給付を規制すること。

— 製造者、輸入者、輸出者、配給者または提供者がなすべき検査を定めること。

— 事業者が消費者に提供すべき情報を定めること。

第二一六条 以下について消費者の期待を裏切りまたは裏切ろうとする事業者には、三ヶ月ないし二年の禁固および八〇〇〇フランないし五〇〇〇〇フランの罰金の両方または一方が課せられる。

— 製品の性質、産地、成分、品質、使用上の適性または数量について。

— 不動産の性質、状態、所在、面積、利益権または税負担について。

— 役務の性質、質、結果または期間について。

第二一七条 (R) 事業用もしくは農業用の場所または輸送機関において、商品の計量、調合、もしくは測定用の不正確な物または器具を、正当な理由なく所持する者は、一〇日ないし一ヶ月の禁固の両方または一方が課せられる。(・訳者注：原文に罰金額についての規定の欠落があると思われる。)

第二一八条 第二一六条または第二一七条に基づいて刑を宣告

する裁判官は、さらに、

— 一致しない財または役務を消費者の正当な期待に一致させることを命じうる。

— 一致しない財または役務が市場から回収されることを命じうる。

— 一致しない財を没収しうる。

— 第一一七条の適用される物または器具を没収しうる。

— 売買または役務の給付から生じた金額の全部または一部を没収しうる。

— 本法第二七二条に定められた条件でメッセージの配布および揭示を命じうる。

— 本法第二七三条に定められた禁止を宣告しうる。

第一一九条 本節または以下に挙げられた法律の適用によって懲治刑 (*peine correctionnelle*) 軽罪の刑を宣告された者が、

その判決が終局的になされた日より五年の間に、本節および以下の法律の適用を受ける新たな違法行為を犯した場合は、法律上、累犯の地位にあるものとみなされる。

— 製造された製品に関する名称の変造または偽造に関する一八二四年七月二八日の法律。

— ワインの売買においてなされる詐欺 (*fraude*) に関する一八九四年七月二四日の法律。

— ワインに関する一九三〇年一月一日の法律。

— ワイン醸造の原産地表示に関する一九七三年二月二二

日七三—一〇九七号の法律。

— パターの取引およびマーガリンの製造における詐欺 (*fraude*) の抑制に関する、修正された一八九七年四月一六日の法律。

— 財政に関する一九〇二年三月三〇日の法律第四九条および第五三条。

— 殺菌用の網の製品の取引を規制する、修正された一九〇三年八月四日の法律。

— 外国の詐欺 (*fraude*) に対する、鱈、野菜およびブルムのかん詰め保護に関する一九〇六年七月一日の法律。

その規定は、一九一三年六月二八日の法律によって、フランスに輸入されるすべての外国の魚のかん詰め適用される。

— 職務への妨害に関する、一九一九年三月二〇日の法律によって修正された一九一二年七月二八日の法律第六条。

— 原産地表示の保護に関する、修正された一九一九年五月六日の法律。

— 商品を同定するための番号および何らかの記号の保護に関する一九二八年六月二四日の法律。

— 商品の原産地に関する誤った表示を抑制する一九三〇年三月二六日の法律。

— テレピン油および樹脂を含む植物から作られる製品の取引における詐欺 (*fraude*) の抑制に関する一九三二年一

二月三〇日の法律。

— 果実および野菜の取引における誠実さの確保ならびに腐敗した果実の売買の抑制に関する一九三四年六月二十九日の法律。

— 牛乳および樹脂製品の市場の組織および衛生に関する一九三五年七月二日の法律。

— パスタ類の製造の規制に関する、修正された一九三四年七月三日の法律。

— 皮革に関する一九三六年六月二十五日の法律。

— 鱗片および象牙で作られた物の売買における詐欺（*ラロード*）の抑制に関する一九三九年四月二一日の法律。

— 動物の飼料とされる製品の取引の規制に関する一九四〇年二月三日の法律。

— 農薬用の雑音防止製品の検査機構に関する、修正された一九四三年一月二日第五二五号の法律。

— 公衆衛生を保護するため、非アルコール飲料における、植物を原料とする特定の製品の使用規則を定める一九五〇年八月二二日五〇一—一〇二三号の法律。

— チーズの原産地表示に関する、修正された一九五五年一月二八日五五—一五三三号の法律。

— 農薬指導に関する一九六〇年八月五日六〇—八〇八号の法律（農薬監査に関する第二八一—八〇一および第二八一—八〇二）。

— 取引または役務の製造標（*marques de fabrique*）に関する、

修正された一九六四年二月三一日六四—一三六〇号の法律。

— 牛乳の成分および品質に応じた支払制度に関する一九六九年一月三日六九—一〇号の法律。

— 森林資源の改良に関する一九七一年五月二二日七一—三八三号の法律。

— 製品および役務の消費者の保護および情報に関する一九七八年一月一〇日七八—二三号の法律（第二四号）。

— 肥料および培養補助物の検査機構に関する一九七九年七月一三日七九—五九五号の法律。

— 同化物質の獣医学上の用法および他の各種の同化物質の禁止に関する一九八四年七月一六日八四—六〇九号の法律。

— 労働法典第二編第三章第一章第二三一—六条および第二三一—七条ならびに第四編第三章第二六三—二条。

— 公衆衛生法典第四編第一章および第四章、第二章第二章および第三章、ならびに第三章第一章および第八章、

— 本法第一五四条、第一五五条および第一五六条。

第二節 補償

第一款 保証

第二二〇条 契約の履行として、消費者の正当な期待に一致しない財すなわち動産もしくは不動産または役務を供給する事業者は、以下の条文中定められた条件で保証を為さなければならぬ。

第二二一条

(第一案) ① 事業者は、財の引渡または役務の給付の時に存在するあらゆる一致の欠缺に対して保証を為さなければならぬ。

② 財の引渡の時から二年以内に現れた一致の欠缺は、反証のある場合を除いて、引渡の時に存在したものと推定される。

(第二案) ① (第一案に同じ)

② 事業者によって表示された合意上の保証期間内に現れた一致の欠缺は、反証のある場合を除いて、引渡の時に存在したものと推定される。

③ 何らかの表示のない場合は、前項の保証期間は二年とする。

第二二二条 消費者は、契約締結時に認識していた、または無視できるはずのなかった一致の欠缺を主張しえない。

第二二三条 消費者は、欠缺の結果だけでなく、その原因についても、知り、または知るべき時から六ヶ月の期間内に、一致の欠缺を、その性質を詳細に述べつつ事業者に通告知しなかった場合、一致の欠缺を利用する権利を失う。

第二二四条 消費者が、財の引渡または役務の給付の時から、遅くとも一〇年の期間内に、一致の欠缺を事業者に通告知しない場合、消費者は、一致の欠缺を利用する権利を失う。

第二二五条 消費者の正当な期待に一致しない財が引渡された

場合、消費者は、事業者に対して(以下のことを)請求しうる。

一、その物の返還に対する価格の払戻。

二、価格の減額。

三、事業者がその物の取り替えを申し出ない場合、その物の修補。

四、その物の取り替え。

第二二六条 消費者が正当な理由なく物の返還を不可能にした場合、消費者は、価格の払戻および物の取り替えを請求しえない。

第二二七条 消費者の正当な期待に一致しない役務が提供された場合、消費者は、事業者に対して(以下のことを)請求しうる。

一、価格の払戻または減額。

二、一致する役務の提供。

第二二八条 事業者は、さらに、消費者が被った損害が全面的に填補されるように、全ての損害賠償の責を負う。

第二二九条 ① 消費者は、一致しない財の製造者または連続する売主の一人に対して、直接に、消費者が本節によって有する権利および訴権を行使しうる。

② 直接訴権は、役務の給付契約が連続する場合ならびに売買契約および役務の給付契約の連続する場合に、同様に行使されうる。

第三〇三条 ① 前出の規定により、消費者が有する権利を、

直接もしくは間接に失わせまたは制限することを目的としまたは結果とする条項は禁じられる。

② 法定の保証の履行を、欠缺の通告とは別に消費者に課せられた費用または手続きに従わせる条項は、特に禁じられる。

第一三二条 ① 約定の保証を与える契約には、(以下のこと)が必要である。

一、いずれにせよ、事業者が法定の保証の責任を負うことを明瞭に想起させること。

二、第一二五条または第一二七条および第一二八条の条文全文を記載すること。

三、与えられる補足的保証を、明瞭かつ明確な形で列挙すること。

② 本条の規定に反する事業者には、六〇〇フランないし一二〇〇フランの罰金が課せられる。

第一三二条 消費者が法定の保証に基づいて有する権利の一つを消費者に授与することを、契約上の有利さとして提示するすべての広告には、本法第五一条に定められた罰則が課せられる。

第一三三条 本節の規定は、民法典第一七九二―一条の意味における、建築不動産の売主によって為されるべき保証および不動産工作物の建築者の責任には適用されない。

第一三四条 本節の規定に反する規定、ことに、民法典第一六一―一条ないし第一六四八条は、本節が規制する契約には適用

されない。

第二款 売買後の役務(アフター・サービス)

第一三五条 ① 器具、機械または乗物のすべての製造者または輸入者は、売買の後一〇年間、部品の求めに応じることができなければならない。

② 第一項の債務の不履行により、適当な価格で、器具、機械または乗物の修繕を為さしめることが不可能となった消費者は、製造者または輸入者に対して、半額の価格で、同じ役務をなしうる財の提供を請求しうる。

第五章 財および役務の安全性

第一三六条 ① 市場に置かれた財すなわち動産または不動産および役務は、正当に期待されうる安全性を示さなければならない。

② 本章の規定は、安全性が誰について問題となる場合であっても適用される。

第一節 予防

第一三七条 ① 財および役務の安全性に関する委員会は、消費担当大臣の下に組織される。委員会は、消費担当大臣のアルテによって三年間任命される。以下の一五人で構成される。

――司法系統の司法官二名。

――コンセイユ・デタの構成員一名。

――行政庁の代表者三名。

—消費者の代表者三名。

—事業者の代表者三名。

—学識経験によって選ばれる者三名。

② 委員長は、委員会の構成員を任命するアレテによって指名される。

③ 政府委員一名は、委員会の下で消費担当大臣を代表する。

④ 本条の適用細則は、コンセイユ・データのデクレによって明確に定められる。

第一三八条 財および役務の安全性に関する委員会は、第三六条に定められた原則、ことに、(以下の)原則の実施のために適当なすべての措置を提示する義務を負う。

—財および役務によって示される危険性に関する情報を探索しかつ伝達を受けること。

—このように集められた情報を検討すること。

—公的または私的のすべての研究施設に鑑定を請求すること。

—財および役務によって示される危険性を予防しまたは中止させうるすべての措置を勧告すること。

第一三九条 財および役務の安全性に関する委員会は、毎年、その活動報告を作成する。その報告は、フランス共和国の官報に公示される。

第一四〇条 財および役務の安全性に関する委員会には、消費担当大臣、消費者の代表組織または利害関係を有する事業者

が提訴する。委員会は、同様に、職権で自らに提訴しうる。

第一四一条 事業上または法規上の活動に際して、財または役務によって示された危険性を知り得たすべての者は、その者が有する情報を委員会にすみやかに伝達しなければならぬ。第一四二条 いかなる秘密も、国家防衛上の秘密を除いて、財

および役務の安全性に関する委員会に対抗しえない。

第一四三条 ① 財および役務の安全性に関する委員会の活動に際して知り得た事業上の秘密に属する情報を漏洩するすべての者には、刑法典第三七八条の罰則が課せられる。

② 同様の条件において、製造上の秘密に属する情報を漏洩するすべての者には、刑法典第四一八条の罰則が課せられる。

第一四四条 ① 委員会によって収集された情報は、第一四三条に定められた秘密に属する情報を除いて、一般の利用に供されなければならない。

② 本条の適用細則は、コンセイユ・データのデクレによって明確化される。

第一四五条 財および役務の安全性に関する委員会は、勧告を表明する前に、消費全国評議会および科学技術に関する諸機関の意見を徴する。委員会は、関係する事業者の意見を聞き、また委員会が有効と判断する他のすべての聴問を実施する。

第一四六条 財または役務の安全性に関する委員会の勧告は、以下の条文に定められた条件において、デクレまたはアレテを伴いうる。

第一四七条 デクレは、財または役務の全体に適用される。デ

クレは、(以下のことを)規定しうる。

— 消費者の情報を規制すること。

— 事業上の規範と慣例を義務づけること。

— 財の製造、包装、市場への投入を規制すること。

— 役務の給付を規制すること。

— 財の製造、輸入、輸出、市場への投入をあらかじめ許

可または申告に従わせること。

— 財の製造、輸入、輸出、市場への投入を禁止すること。

— 役務の給付を禁止すること。

第一四八条 アレテは、特定された財または役務に適用される。

アレテは、消費担当大臣によって発布され、(以下のことを)規定しうる。

— 製造者、輸入者、配給者、および提供者に、警告および

使用上の注意を配布することを義務づけること。

— 財の製造、輸入、輸出、市場への投入を禁止すること。

— 役務の給付を禁止すること。

— 財の市場からの回収を命じること。

— 製造者、輸入者および配給者に、すべて彼らの費用で、

売却された目的物を引き取り、取り替え、または修理する

ことを義務づけること。

— 提供者に、彼の費用で、供給された役務の修正を義務づ

けること。

— 財の廃棄を命じること。

第一四九条 ① 急迫の危険がある場合には、消費担当大臣は、

消費者の安全に関する委員会の、あらかじめの勧告を要さず

に、製品もしくは役務の全体に対してもまたは特定された財

もしくは役務に対しても、アレテによって、第一四八条に定

められた措置の一つを講じうる。廃棄が関係しない場合には、

その措置は一年を超えない期間で講じられる。大臣は、最も

短い期限において、関係する事業者またはその代表者に諮問

する。

② 財および役務の安全性に関する委員会は、アレテによっ

て公布された事実のみについて、提訴される。

第一五〇条 ① 急迫の危険がある場合、本法第三〇三条の条

件において提訴された急速審理手続 (summary) の裁判官は、

財が市場から回収されることを命じ、または役務の給付を禁

じうる。その措置は、六ヶ月を超えない期間で講じられる。

② 急速審理手続の裁判官は、さらに、敗訴者の費用で、製

品または役務によって示された危険を報知する文章の掲示お

よび配布を命じうる。

③ 裁判官は、その事実が提訴される財および役務の安全性

に関する委員会に、遅滞なく、彼の命令を伝達しなければな

らない。

第一五一条 第一四七条、第一四八条、第一四九条および第一

五〇条に基づいて決定された措置は、財および役務によって

示される危険に相応したものでなければならぬ。その措置は、事業者によって定められていたはずの使用条件の下で、危険を予防しまたは中止させることを目的としうる。

第一五二条 本法第二六〇条および第二六一一条に指定された係官は、財および役務の安全性に関する委員会の指示を履践し、かつ委員会に調査結果を伝達する。

第一五三条 ① 公道、商店、商店の奥の部屋、事務所、付属建物、倉庫、営業所、製造所、売買の場所、発送所、貯蔵場所、役務の給付が提供される場所およびその付属建物、さらには商品の輸送に使われる乗物において、消費・詐欺処罰局の係官、品質局（食品衛生獣医掛）の係官、関税総局の係官および計量器具掛の係官は、裁判所の許可なく（以下のこと）をなしうる。

——正当に期待されうる安全性を示し得ない製品を、検査結果の出るまで、かつ一五日を最長期限として、留置すること。

——正当に期待されうる安全性を示さない製品を押収すること。

② 危険が急迫しかつその危険を中止させるために他のいかなる方法も存在しない場合には、これらの係官は、さらに製品を毀滅し、利用を不可能にし、殺菌し、変性させうる。

③ 理由を付した調査は、二四時間以内に共和国検事に送付される。その複写は、財および役務の安全性に関する委員会

に送付される。

第二節 処罰

第一五四条 第一四七条に基づいて発布されるデクレおよび第一四八条、第一四九条に基づいて発布されるアレテによって事業者が負うとされた義務の違反の場合は、一〇日ないし一ヶ月の禁固および一二〇〇フランないし三〇〇〇フランの罰金の一方または両方が課せられる。

第一五五条 正当に期待されうる安全性を提供しない財または役務が、労働の完全な不能が一〇日以上となる疾病または負傷を引き起こす場合、その財を製造、輸入もしくは市場に置いた事業者または役務を供給した事業者には、彼がその危険を知りまたは事業上の専門から考慮してその危険を無視しえなかつたはずである場合は、六ヶ月ないし五年の禁固および三〇〇〇フランないし二五〇〇〇フランの罰金の一方または両方が課せられる。

第一五六条 同様の条件で、財または役務が一人または複数の者の死亡を引き起こす場合は、六ヶ月ないし五年の禁固および一〇〇〇〇〇フランないし五〇〇〇〇〇フランの罰金となる。

第一五七条 ① 第一五四条、第一五五条または第一五六条の適用により刑を宣告する裁判官は、（以下のことを）命じる。

——財または役務が市場から回収されること。
——本法第二七二条に定められた条件でメッセージが配布ま

たは揭示されること。

② 裁判官は、さらに、(以下のことを) なしうる。

— 財を没取すること。

— 敗訴者の費用で、財を廃棄すること。

— 売買または役務の給付から生じた金額の全部または一部を没取すること。

— 営業所の一時的または最終的な閉鎖を命じること。

— 本法第二七三条に定められた禁止を宣告すること。

第一五八条 ① 急迫の危険がある場合、予審判事または裁判

所は、第一五四条、第一五五条または第一五六条の適用によつて提訴されたときは直ちに、財が市場から回収されるよう命じまたは役務の給付を禁止しうる。

② 予審判事または裁判所は、さらに、被疑者の費用で、製品または役務によつて示される危険を報知するメッセージの配布および揭示を命じうる。

③ 本条に定められた措置は、他にいかなる異議申立手段があるとしても、執行しうる。

第一五九条 本節または本法第一一九条に列挙された法律の適用によつて懲治刑(軽罪の刑)を宣告された者が、その宣告が終局的になされた日から五年の間に、本節または前記の法律の適用を受ける新たな違法行為を犯した場合は、法律上、果犯の地位にあるものとみなされる。

第三節 補償

第一六〇条 生産者は、動産であれ不動産であれ、市場に置かれた財の欠陥によつて引き起こされた身体上の損害を賠償する責任を負う。

第一六一條 財は、正当に期待される安全性を提供しない場合、欠陥を有する。

第一六二条 生産者とは、その事業活動において、(以下のことをなす)者である。

一、天然の産物を、加工しまたは加工せずに、採取しまたは収獲する者。

二、最終製品または構成部分を製造する者。

三、不動産を建造する者。

第一六三条 その事業活動において、(以下のことをなす)者は、生産者と同視される。

一、その名称、標章、または他の明確な印(印)を付して生産者のように見える者。

二、製品を市場に置くために輸入する者。

三、その者が、短期間に生産者が誰であるかまたはその者に供給した者が誰であるかを示さない限り、生産者が同定されえないような財を供給する者。

第一六四條 他の製品に混入される製品の欠陥によつて引き起こされる損害の場合、その混入構成部分の生産者および混入をなした生産者は責任を負う。

第一六五條 複数の者が同一損害に対して責任を負う場合、そ

これらの者の責任は連帯責任である。

第一六六条 ① 原告は、その損害がその財によって引き起こされたことを立証しなければならない。

② 生産者は、(以下のことを)証明すれば、免責される。

一、生産者が財を市場に置かなかったこと。

二、財が市場に置かれたときに欠陥がなかったこと。

三、損害が不可抗力によるものであること。

第一六七条 ① 生産者は、欠陥を知っていたと否とにかかわらず、または知り得た場合でも、責任を負う。

② 生産者は、特に、市場に置いた時の科学技術水準で欠陥を検知することができなかった場合でも、責任を負う。

第一六八条 生産者の責任は、損害が財の欠陥と第三者の介入との共同によって引き起こされた場合でも、軽減されない。

第一六九条 生産者の責任は、財が、彼が予見する義務を負わないような異常な状態において被害者によって利用されていた場合には、軽減される。

第一七〇条 生産者の責任を除去しまたは軽減することを定める条項は、禁止される。

第一七一条 ① 賠償に関する訴権は、三年の期間で時効となる。

② その期間は、原告が、損害が財の欠陥の結果であることを知り、かつ生産者の同定(生産者が誰であるか)を認識した日から起算される。

③ 受取通知付書留郵便による損害の単なる通知は、時効を中断する。

第一七二条 賠償に関する訴訟は、生産者が損害を惹起した財を市場に置いた日から一〇年の期間内に行使されなければ失効する条件で、提起されなければならない。

第一七三条 ① 第一六〇条ないし第一七二条の規定は、生産者と被害者の間に契約があるか否とにかかわらず、適用される。

② それらの規定は、原告が他の根拠に基づいて行使しうる権利を侵害しない。

③ それらの規定は、生産者によって提起された、処分取消しの訴には適用されない。

第一七四条 コンセイユ・デタによって発布されるデクレは、法人格を与えられた補償基金(Congé & Garantie)を各種の経済部門に設置しうる。

第一七五条 それらの基金は、関係部門の財または役務によって惹起された身体上の損害を、賠償責任者が全面的にまたは部分的に支払能力がないことが明らかになり、かつその保険業者が賠償を引き受けられない場合に、被害者に賠償する責を負う。

第一七六条 賠償は、執行可能な裁判上の決定または補償基金の同意を受けた和解から生じなければならない。

第一七七条 補償基金は、被害者またはその権利保有者によつ

て請求された賠償の根拠または総額に異議を申立てるために、すべての裁判手続に参加しうる。

第一七八条 補償基金が弁済した場合、基金は、賠償責任者に対する債権者の権利について代位する。

第一七九条 各々の補償基金は、関係部門の財または役務に対する特別課徴の税金によって維持される。

第一八〇条 補償基金を設置するデクレは、それらの運営細則を明確に定める。

第六章 価格

第一節 価格の総額

第一八一条 行政官庁は、現行の法律および規則、ことに一九四五年六月三〇日四五—一四八三号のオールドナンス (Old Nance) の規定に従って、価格に関して介入しうる。行政官庁は、消費者の利益を考慮する。

第一八二条 ① 価格は、事業者と消費者との間の契約締結時に決定されるか、決定可能でなければならぬ。価格は、当事者の後日の合意にも、事業者の、価格または価格を決定せしめる要素について行使される意思にも、よりえない。

② 価格が契約締結時に記載される場合は、前項に反するすべての契約条項は書かれていないものとみなされ、かつ、契約は記載された価格で履行されなければならない。

③ 契約締結時にいかなる価格も記載されない場合、消費者

は、本法第二七条以下に定められた条件において、契約の無効を申立てまたは対抗しうる。消費者はまた、財または給付の価格の決定を裁判官に申立てて、契約の履行の訴求もなしうる。

第一八三条 ① 消費者が見積書を要求する場合、事業者は、あらかじめ、消費者にその見積書の作成が無償であること、また場合によっては費用のかかることを報知しなければならない。

② 前項の情報が欠缺している場合、見積書の作成は、消費者にとって無償である。

第一八四条 事業者によって供給される見積書は、支払総額および申込の有効期限を記載しなければならない。ひとたび消費者が見積書を受け取った場合は、事業者は、費用の増大を口実にいかなる価格の増大をも要求しえないし、関連作業の変更または増大を口実にしても、その変更または増大が書面によって認められておらず、価格が消費者と合意されなければ、いかなる価格の増大をも要求しえない。

第一八五条 ① 消費者が締結時に予見しえなかった状況によって契約が不要となった場合、またはそれによって消費者が耐え難い責任を課せられる場合、消費者は、彼を事業者と結び付けている契約から解放されることを要求しうる。

② 前項の場合、消費者は事業者に対して、契約の履行のために事業者によって出捐された費用およびその不履行によつ

て事業者の被った損害を、その履行から期待される利益を除いて、賠償する責任を負う。

③ 裁判官は、新しい価格または契約履行の新しい条件の決定もなしうる。

第二節 価格に関する情報

第一八六条 ① 事業者は、消費者が契約締結前に、彼に申し込まれた財または役務の価格を容易に知りうるように、標示 (embrewse)、値札の添付 (affichage)、掲示の措置またはその他すべての適切な措置によって、消費者に価格を報知しなければならぬ。

② 本節の適用細則は、一九四五年六月三〇日四五—一四八三号のオールドナンス第三三条に従って採られる諸規則の規定によって定められる。

第一八七条 (R) いかなる方法にせよ—ことにショーウィンドー、露店、営業所内で—小売りを予定されたすべての製品および公に陳列されるすべての製品の価格は、価格札 (prix étiquette) による標示の対象とされなければならない。

第一八八条 (R) ① 価格札は、それが関係する製品に関していかなる不明確さもないように、製品それ自体の上または製品のすぐ近くに置かれなければならない。

② 価格札は、製品が陳列される場所に従って、営業店の外からであれ、内からであれ、完全に読み取れなければならない。

第一八九条 (R) 同一価格で売却されかつ一緒に公に陳列される製品には、それらが同一であるか否にかかわらず、単

一の価格札しか添付しえない。

第一九〇条 (R) セットで売却される製品は、一セットの価格、構成およびそのセットを構成する各々の製品の価格を記載した価格札を伴わなければならない。

第一九一条 (R) 重さまたは大きさで売られる製品の場合、価格の表示は、その価格が対応する重さまたは大きさの単位を伴わなければならない。

第一九二条 (R) 第一八七条 (R) の規定に反しても、値札 (affichage) が備えられて公に陳列された製品については、その値札が第一八八条 (R) 第二項の条件にかなない、かつ価格札について要求されると同様の記載を含む場合には、価格札による標示が免除される。

第一九三条 (R) 公に陳列はされないが、販売店内またはそれに隣接しかつ直接に入店しやうい場所において、小売りの売買の対象となるすべての製品には、値札が備えられなければならない。

第一九四条 (R) ① 値札は完全に読み取れる文字で書かれなければならない。値札は、製品自体に、または売買の際に製品を入れて提示する包装に置かれまたは結び付けられる。

② 値札は、価格札と同じ表示を含まなければならない。

③ 値札は、製品または包装上への単なる価格の記載によつ

て代用されうる。

第一九五条 (R) 第一九三条 (R) および第一九四条 (R)

の規定は、(以下の製品には) 適用されない。

— 食料品。

— 公に陳列される見本上の価格札によって価格が示される

製品。

— 価格が第一九六条 (R) で定められた条件において揭示され、ばらで売られる、腐敗しにくい製品。

第一九六条 (R) すべての役務の給付の価格は、給付が公に提示される場所において揭示されなければならない。

② 揭示は、提供される役務の給付のリストおよびその給付の各々の価格についての、一枚でかつ完全に読み取れる書面上の表示からなる。

第一九七条 (R) 特定の製品または役務に特有の価格に関する情報の提供方法は、省のアレテによって定められうる。

第一九八条 (R) ① アレテによって定められたリストに記載された包装前の製品には、それが持ち帰り用の小売りのために陳列されている場合、キログラム、ヘクトグラム、リットルまたはデシリットル当りの売買価格、引渡される正味の量、および対応する売買価格を表示する値札が、添付されなければならない。

② 本規定に従う義務のある商人は、値札の添付について、ヘクトグラムもしくはキログラム、またはデシリットルもし

くはリットルを選択しうる。但し、量の単位は製品の各範疇ごとに一つしか採用できない。

第一九九条 (R) 包装前の同一の製品が、同じ重さまたは量で提示され、かつ一緒に公に陳列された場合、前項に定められた記載は、それらの製品のすぐ近くに置かれた単一の価格札に記入されうる。(* 訳者注: 原文は「前項」 *in the precedent* だが、文意からして「前条」 *article precedent* とすべきところと思われる。)

第二〇〇条 (R) 第一九八条 (R) は、現行の諸法規の規定が、正味の量の表示を免除する製品には適用されない。

第二〇一条 (R) 現行の諸法規の規定が、水分を除いた正味の量の表示を要求している製品の場合、キログラムまたはヘクトグラム当りの価格は、その量に対応するものとする。

第二〇二条 (R) 第一九八条 (R) が適用される製品について、消費者に対して販売場所以外でなされる価格のすべての公示は、同一の義務に従わしめられる。

第二〇三条 (R) 第一九八条 (R) は、正味の量が、キログラム、ヘクトグラム、リットルまたはデシリットルに対応する包装前の製品には適用されない。

第二〇四条 (R) ① 財または役務の価格に関するすべての情報または公示は、消費者によって実際に支払われなければならない総額を、フランス通貨で明らかにしなければならぬ。

② しかしながら、消費者によって明示に要求された例外的な補足的給付に対応し、かつその経費が前もって合意されている費用または報酬は、前項の総額に付け加えられうる。

第二〇五条 同一の売買の場所において同一の財または役務について複数の価格を表明することは禁じられる。それに反する場合、消費者は、そのうちの最も低い価格のみを要求しうる。

第二〇六条 価格に関する情報または公示の關係する期間中に注文されるすべての財または役務は、その引渡の期日が何時であろうと、その情報または公示によって示された価格で提供されなければならない。

第三節 価格の支払

第二〇七条 すべての事業者は、一九四五年六月三〇日四五―一四八三号のオールドナンス第三三条によって援用される諸法規の規定の適用により、価格の支払前または支払時に、消費者に対して、請求書、勘定書、チケットまたはすべての同等の書面を交付する責任を負担しうる。

第二〇八条 (R) 価格が二〇〇フランを超える財を消費者に売却するすべての事業者は、消費者が要求する場合、価格の支払時に、(以下のことを) 記載する書面を消費者に交付しなければならない。

— その作成の日付。

— 売主の氏名および住所。

— 財の表示および価格。

第二〇九条 (R) ① 価格が二〇〇フランを超える役務を消費者に提供するすべての事業者は、価格の支払時に(以下のことを) 記載する書面を消費者に交付しなければならない。

一、勘定書の作成の日付。

二、給付者の氏名および住所。

三、顧客の反対がなければ顧客の氏名。

四、給付の履行の日付および場所。

五、提供されたまたは引渡される給付および製品の量ならびに価格に関する詳細な明細計算、すなわち、名称、単価およびそこで用いられる単位の表示、提供される量。

六、支払うべき総額。

② しかしながら、役務の給付の履行に先立って、上記の記載がなされ顧客によって受け取られかつ履行された仕事に一致する見積書が作成されていた場合には、詳細な明細計算は、任意である。

第二一〇条 (R) 第二〇九条 (R) に定められた書面の写しは、二年間、事業者によって保存され、かつ作成日付の順序によって整理されなければならない。

第二一一条 (R) 役務の給付の価格が二〇〇フランに満たない場合、書面の交付は、顧客がそれを要求するときのみ義務づけられる。

第二一二条 (R) 書面の交付が義務とされまたは任意とされ

る条件は、価格が支払われる場所に、判読可能な揭示によって、顧客に対して注意を促すべく示されなければならない。

第二一三条 (R) 第二〇八条 (R) ないし第二一二条 (R) の規定に反する、特別の諸法規の規定は、特定の財または役務について援用されうる。

第二一四条 消費者をして為替手形または約束手形に署名させることは禁じられる。その禁止に反してなされた署名は、書かれなかったものとみなされる。

第二一五条 手付の特約 (withholding) は、事業者の不履行の場合には、その二倍を返還しなければならないことが明確な方法で記載されている場合のみ、適法である。

第二一六条 第二一五条に定められた場合のほか、消費者により事業者に対して前もって支払われたすべての金額は、価格の内金とみなされ、かつ契約の不履行の場合には、すべての損害賠償とは別に、返還されなければならない。

第二一七条 価格について、消費者によって事業者に対し前もって支払われたすべての金額は、その支払の性質、および書面においてそれらに給付された名称がいかなるものであろうと、法定利率による利息を生む。その利息は、支払の時より三ヶ月の期間の満了時から、対応する義務の履行または前もって支払われた金額の返還まで計算される。

第二一八条 諸法規の規定は、特定の財または役務について、事業者が物の引渡または役務の提供前に受領可能な支払総額

を制限しうる。

第二一九条 事業者の給付が時間において継続する場合、事業者は、(以下のことを) 要求しうる。

- 一、第二一八条に該当するものとして制限されうる、最初の内金。
- 二、既に引渡された財または既に提供された役務の価値に
よって制限される、補充的内金。

第七章 消費信用

第一節 一般規定

第二二〇条 本章においては、

——信用を供与するすべての者を貸主 (creditor)
——信用供与取引の相手方の当事者を借主 (debtor)
とみなす。

第二二一条 ① 本章の規定は、事業者によって、消費者に対し有償または無償で供与されるすべての信用について、それを実現しようとする契約の法的性質がいかなるものであろうと、適用される。

② 本章の規定は、特に金銭貸付 (cash advance) について、それが特定の購入または給付に当てられるものであると否とを問わず、適用されるが、さらに、支払を賦払い (debit) または証払い (credit) とする売買および給付にも適用される。

第二二二条 以下については、本章の適用範囲から除外される。

——三ヶ月以下を全期間として提供される信用。

(別案) 特定の購入または給付に関連づけられず、かつ三ヶ月以下を全期間として提供される貸付。

——総額一〇〇〇〇フランを超える信用。

——一九七五年七月一三日第七九一五九六号の法律によって規律される不動産に関する信用供与取引。

第二二三条 ① 信用供与によって融資を受けた物の所有権を信用期間中貸主に留保または移転する合意は禁止される。

② 所有権留保を伴う信用、および買取貸借 (Location à titre de vente)、売買予約を伴う貸借 (Location à titre de promesse de vente) または長期の賃貸借の方法によって実現される信用は、特に前項の禁止の対象となる。

第二二四条 ① フランスにおいてなされ、受け取られ、知覚される広告が、媒体の如何を問わず、本章によって規律される信用を対象とする場合、それらすべての広告には、明示的な方法で信用の総実利率が示されなければならない。

② さらに広告が顧客が応対される場所においてなされる場合、その広告には、貸主の身元、提示される取引の性質、対象および期間、信用の総費用ならびに書類ごとおよび支払期日ごとの手数料が明確にされなければならない。広告は、借主に對し、署名を取消すために、七日間の猶予あることを喚起しなければならない。

第二二五条 ① 顧客が応対される場所以外でなされる広告は、

それが〈無償の信用〉という記載を含む場合、または、それが売主もしくは給付者による信用費用の全部もしくは一部の負担に関連を有する場合には、すべて禁止される。

② 売主または給付者が顧客に対して信用費用の全部または一部を自ら負担することを申込む場合、売主または給付者は、広告または申込の開始に先立つ三〇日間に同一営業所内で類似の売買または給付について実際に行なわれた最も低い価格を超える額を消費者に対し請求しえない。

第二二六条 ① 本章によって規律される信用取引は、借主に對して、さらに一人または数人の保証人がある場合は各保証人に対して交付される申込書の期間内に締結される。

② 申込書の交付により貸主は、その発行から起算して最小限一五日の間は、申込書に示された諸条件を維持する義務を負う。クレジット・カード (cartes de crédit) の使用を伴うものであると否とを問わず、信用の開設が、受益者に対し、供与される信用の総額を受益者の選択する期日において分割して利用する可能性を与える場合には、申込書の交付は、最初の契約についてのみ義務的である。

③ 申込書には、(以下のこと)が記載される。

一、当事者および場合によっては保証人の身元。

二、信用総額および場合によってはその定期的に利用可能な部分。

三、契約の性質、対象、方式。

四、信用の個別に評価された総費用。

五、総実質利率。

六、利息に加えて請求される、書類費用および支払期日に

よる費用に応じて個別評価された手数料の総額。

④ 申込書は、第二二七条、第二二八条、第二三二条、第二三四条、第二三五条、第二四九条、第二五〇条および必要とあれば第二四一条ないし第二四六条の諸規定を概括的に表記する。申込書は場合によっては、融資された財または給付を明示する。

⑤ 申込書は、消費に関する全国評議会の諮問を経た後、銀行規則委員会 (Comité de la réglementation bancaire) によって定められるひな型のひとつに従って、前記の諸規定に一致するように作成される。それらのひな型は、いかなる修正も加筆もなされることなく、利用されなければならない。

⑥ 借主が申込書に署名する場合、その借主は、署名の日付、および「私は……(第二二七条に規定された撤回の権能が消滅する期日)まで撤回権を有する」という記載を、借主の手で記入する。

第二二七条 借主は、申込書の署名から七日の期間内は、その署名を取消しうる。その権能の行使を容易ならしめるため、切り離し可能な用紙を申込書に付け加える。用紙の使用は借主の任意である。その撤回が有効な期間内に発信されたか否

かは、郵便局の日付によって決定される。借主による撤回の権能の行使は、登録簿の登録原因にはなりえない。

第二二八条 ① 貸主に借主を承認する権利が留保されていることが申込書に定められているときには、借主により署名された契約は、七日の期間内に当該借主が前条に定められた撤回の権能を行使しなかったこと、貸主が信用の授与の決定を借主に知らしめたこと、という二つの条件を満たす場合にのみ、完全なものとなる。

② 七日の期間満了の時点において信用の授与の決定が利害関係人に知らしめられなかった場合には、借主は承認されなかったものとみなされる。但し、この期間満了後に借主に知らしめられた借主についての承認は、借主がなお信用の享受を欲する場合には、依然有効である。

第二二九条 取引が確定的に締結されない限り、形式、名義の如何を問わず、いかなる支払も貸主によって借主に対してもしくは借主のためになされてはならず、またいかなる弁済も借主によって貸主に対してなされてはならない。この期間の間は、借主は、貸主の利益において、また貸主のために、当該取引を原因としていかなる保証金を置くこともできない。銀行または郵便局の口座からの引き落としの許可が借主によって署名されている場合、その有効性および効力の発生は、信用供与契約のそれに従う。

第二三〇条 本章によって規律される信用供与取引に際して、

消費者をして為替手形または約束手形に署名させることは禁じられる。

第二三一条 第二二六条の適用にかかる貸付証書に従額印紙税 (Droit de timbre de dimension) が課されるときは、貸主によつて保管される一通のみがこの税に服する。

第二三二条 ① 借主は常に、自発的に、貸付を受けた額の一部ないし全部を期限前に償還することができる。しかしながら貸付契約において、貸付額の元本の一〇%以下の期限前の償還を禁止することができる。但し契約の清算に関するときはこの限りではない。

② 契約が、期限前の償還の場合に貸主が賠償を請求する権利を有する旨の条項を含むときには、その賠償は、民法典第一一五二条および第一二三一条の適用の留保の下、デクレによつて契約の残存期間に応じて定められた額を超えることはできない。

③ すべての場合において、期限前の償還が、最初の弁済期日から一年以上後になされるときは、いかなる賠償も請求しえない。

第二三三条 ① 信用供与契約が借主の履行の懈怠 (retard) による解除条項または期限喪失条項を含む場合には、それを援用しようとする貸主は、債務者に未払の分割金の支払を命じる受取通知付書留郵便を送付しなければならない。

② 前項の書留郵便は、裁判官によつて認められる猶予期間

がない場合、一ヶ月の期間内において支払われるべき額の弁済がなされなかったときには、支払われるべき残存元本は本章により認められた罰則の各場合を加算した額において請求されうることを、債務者に対して報知しなければならない。

同郵便には、さらに、喪失または解除の前後において請求されうる額の表示が含まなければならない。同郵便には、第二三六条第一項の文言が転載されなければならない。これらの情報が郵便に記載されていない場合、催告は無効となる。

③ 催告の日から有効な支払の日に至るまで、支払われるべき利息および残存元本は、法定利率において遅延利息を生じうる。

第二三四条 ① 借主の履行の懈怠がある場合、貸主は、契約の日から起算した残存期間に応じて、デクレによつて定められた額を超えない範囲で賠償を請求しうる。

② 民法典第一二五一条^{*}および第一二三一条に関する権限とは別に、裁判官は、貸主が不払いの危険を契約締結時に知っていたもしくは知るべきであった場合、または履行の懈怠が債務者の予見しえなかつた事情によつて生じた場合には、借主に対し、前項の賠償の支払を全部または一部免除しうる。

(*訳者注：一五二条の誤記か)

第二三五条 ① 期限前の償還または本条で定められる履行の懈怠の場合には、第二三二条、第二三三条および第二三四条において記載された以外の、いかなる賠償または経費も借主

の負担としない。

② しかしながら貸主は、借主に履行の懈怠ある場合には、他のすべての回収費用の償還とは別に、その懈怠により生じた租税上の費用の償還を借主に對して請求しうる。

③ 貸主が本章において認められた以上の賠償を約定するかまたは請求する場合、賠償についての貸主の権利は、裁判官により、その全部または一部を縮減されうる。

第二三六条 ① 借主の予見しえなかつた事情により借主の支払能力が悪化した場合、借主の債務の履行は、民法典第一二四四条に定められた条件において、裁判官の決定により停止されうる。

② 裁判官は、猶予期間の間は、支払われるべき額についていかなる利息も生じえないことを決定しうる。裁判官は、期限喪失条項または解除条項の発効を停止しうる。

③ 本条の規定は、保証人によつても援用されうる。

第二三七条 いかなる形式にせよ、保証人に連帯名義を付与する約定は禁止される。

第二節 付随的貸付に関する諸規定

第二三八条 売主または給付者は、財の購入または役務の提供に對する融資として貸付を申し出るときには、貸主の名義で信用を供与する場合であれ、貸主の代理人として信用を供与する場合であれ、直接または間接に貸主としての報酬を受け取ることはできない。

第二三九条 信用が特定の購入または給付に当てられる場合は、その額は、即金払の場合における価格の九〇%を超えてはならない。

第二四〇条 いかなる売主または給付者も、同一の財または同一の役務の給付について、同一の顧客に對し複数の申込書に署名させることにより、元本の総額を財または給付の信用に支払われるべき価値を超えさせてはならない。

第二四一条 ① 財または役務の価格の支払が、貸付金が借主自身に手渡されない貸付によつて全部または一部履行される場合は、売買契約または役務の給付契約には、それが信用によつて融資されることが明記されなければならない。

② 同様の場合、消費者が貸主の申込書に署名していない限りは、消費者によつて売主または給付者に対していかなる約務も有効に締結されえない。

第二四二条 ① 第二四一条に定められた場合において、売主または給付者は、第二七条および第二八条によつて認められた撤回期間の満了前には、消費者から名義の如何を問わずいかなる額の金銭をも受け取ることはできない。

② 前項の期間内には、売主または給付者は、物の引渡または役務の提供を義務付けられない。期限前のすべての引渡または提供は、その費用および危険を負担する売主または給付者の手によつて行なわれる。

第二四三条 ① 消費者が、自らの手で作成し日付を付し署名

をした明示の請求により、財を直ちに引渡すことまたは役務を直ちに提供することを要請した場合、第二七条および第二二八条によって定められた撤回期間は、七日を超えることなくかつ三日を下回ることなしに、引渡または提供の日に満了する。

② 前項にもかかわらず、訪問販売の場合には、財の引渡または役務の提供の日の如何を問わず、撤回期間は七日とする。

第二四四条 ① 第二四一条に定められた場合において、売買契約または役務の供給契約は、(以下の場合には) 締結されな

い。
——第二二八条に定められた七日の期間内において、貸主が売主に対し信用の付与を報知しなかつた場合、

借主が、自己に与えられた期間内に、撤回権を行使した場合。

② 前項の場合、いかなる賠償も消費者に対し請求されえない。

第二四五条 第二四一条に定められた場合において、貸付が拒絶されたときには即金で支払うとの予めの約定は、当然に無効である。

第二四六条 ① 第二四一条に定められた場合において、貸主に対する借主の義務は、財が引渡されまたは役務が提供されたことを条件としてのみ効力を生じる。銀行または郵便局の口座からの引落しの許可が借主によって署名されている場合、

その有効性および効力の発生は、財の引渡または役務の提供に従う。

② 主たる契約の履行について異議がなされた場合、裁判官は、紛争の解決に至るまで、信用供与契約の履行を停止することができ、信用供与契約が依拠する契約自体が裁判官により無効とされるかまたは解除された場合、信用供与契約も当然に無効となるかまたは解除される。

③ 前項の規定は、貸主が訴訟に参加した場合または売主もしくは借主により告知された場合にのみ適用される。

第二四七条 ① 第二四六条の適用により、主たる契約および貸付がともに無効となるかまたは解除される場合、売主または給付者ならびに貸主は、消費者が彼らのそれぞれに対し支払った額を消費者に償還する。消費者が無効または解除から三〇日以内に償還を受けない場合、支払われるべき金額は、法定利率の二倍の利息を生じる。期間満了後の利息自体も、一年ごとに法定利率の二倍の利息を生じる。消費者は、償還を得た後でなければ返還義務を負わない。

② 元本は、売主または給付者により貸主に対し償還される。貸主は、消費者に対しその返還を請求できない。

第二四八条 第二四一条に定められた場合において、売主または給付者は、契約締結の日から二年間は、主たる契約の写しおよび信用供与の申込書の写しを保持しなければならない。

第三節 制裁

第二四九条 貸主は、（以下の場合）利息についての権利を失う。

——第二二六条によって定められている条件を満足する申込書を借主に交付することなく、信用を授与する場合。

——第二二七条および第二二八条に定められた撤回の権能の行使を手段の如何を問わず妨害または阻害する場合。

——第二二七条に定められた切り離し可能な用紙を伴わない申込書を交付する場合。

——申込書に誤った日付を付すか、付させるかまたは付したままにしておく場合。

——第二二九条に違反して、借主に対し金銭を支払うかまたは借主から金銭を受け取る場合。

——第二三〇条に違反して、消費者をして為替手形または約束手形に署名させる場合。

——第二三九条に違反して、即金払における価格の九〇％を超える信用を供与する場合。

——第二二三条に違反して、信用供与により融資を受けた物の所有権を取得または留保する場合、この場合、即金払における物の価額以外で借主の負担とされる金額は、契約の性質の如何を問わず、利息とみなされる。

第二五〇条 売主または給付者は、（以下の場合）借主に代わって利息を負担する。

——第二二六条によって定められる条件を満たす申込書を借主に交付することなく、財または役務を信用に供する場合。

——第二二七条および第二二八条に定められた撤回の権能の行使を手段の如何を問わず妨害または阻害する場合。

——第二二七条に定められた切り離し可能な用紙を伴わない申込書を交付する場合。

——申込書に誤った日付を付すか、付させるかまたは付したままにしておく場合。

——第二三〇条に違反して、消費者をして為替手形または約束手形に署名させる場合。

——第二三九条に違反して、信用供与により価格の九〇％を超える融資を受ける財または役務を売却または提供する場合。

——第二四〇条に違反して、同一の財または同一の給付について複数の申込書に署名させる場合。

——第二四二条によって禁止された支払を請求するかまたは受け取る場合。

第二五一條 第二四九条および第二五〇条に定められた場合において、借主は、予定された支払表 (payment schedule) に従って元本の償還のみを義務付けられる。法定利率による利息として生じた、利息名義で受け取られた金額は、借主の選択に従い、貸主から返還させるか、または未払の元本に充当される。借主が署名することのできた銀行または郵便局の口座からの引落しの指示は、当然に無効である。

第二五二条 裁判官は、（以下の場合）利息についての貸主の権

利の全部または一部を失わしめることを決定しうる。

——貸主に有利なように第二二四条の規定に合致しない広告を配布する場合。

——貸主が第二三八条により禁止された報酬を売主または給付者に支払う場合。

第二五三条 裁判官は、(下の場合) 売主または給付者が借主に代わって利息の全部または一部を負担することを決定しうる。

——売主または給付者に有利なように、第二二四条の規定に合致しない広告を配布する場合。

——売主または給付者が第二三八条により禁止された報酬を受け取る場合。

——売主または給付者が第二四一条に違反して、主たる契約において、それが信用によって融資される点に言及しない場合。

——売主または給付者が第二四八条に違反して、主たる契約の写しおよび信用供与の申込書の写しを保持しない場合。

第二五四条 第二五一条および第二五三条に定められた場合において、裁判官は、予定された支払表に従い、各支払期日に借主により支払われるべき金額の総額を決定する。

第二五五条 ① 消費者は、第二四九条、第二五〇条、第二五二条および第二五三条に定められた場合において、本法第二七七条以下に規定された条件で、信用供与契約の無効を申立

てまたは対抗しうる。

② 貸付総額が、財または役務の給付への融資を目的として、借主以外の者に支払われた場合、貸付の無効は、主たる契約の無効を導く。その場合、返還は本法第二七七条以下の適用とは別に、第二四七条に従ってなされる。

第二五六条 第二四九条ないし第二五五条の規定は、法律の不遵守により場合に依りて借主が破った補足的な損害の賠償を妨げない。

第二五七条 保証人は、第二二六条に従って、申込書の一通を受け取っていない場合には、すべての債務を免除される。

第二五八条 ① 第二四九条、第二五〇条、第二五二条、第二五三条および第二五七条によって規定された事実のうちの一つを犯したすべての者には、八〇〇〇フランないし二五〇〇〇フランの罰金が課される。

② 裁判官はさらに(以下のことを) なしうる。

——本法第二七二条によって定められた条件でメッセージの配布および掲示を命じうる。

第二五九条 本章の適用の条件は、必要に応じてコンセイユ・データのデクレによって定められる。

第二編 消費法の適用

第一章 捜査および確認

第二六〇条 以下の者には、本法および本法の適用規則が定める諸規定が刑事制裁を含むものであると否とを問わず、それらに対する違反を捜査および確認する権限が与えられる。

— 刑事警察の官吏および係官

— 消費・詐欺処罰局 (direction de la consommation et de la répression des fraudes) の係官。

— 競争・消費総局 (direction générale de la concurrence et de la consommation) の係官。

第二六一條 以下の者には、財および役務の一致に関する第一編第四章ならびに財および役務の安全性に関する第一編第五章について、(前項と) 同様の権限が与えられる。

— 計量器具掛 (service des instruments de mesure) の係官。

— 関税・間接税総局 (direction générale des douanes et droits indirects) の係官。

— 品質局食品衛生獣医掛および同局植物保護掛 (direction de la qualité: service vétérinaire d'hygiène alimentaire et service de la protection des végétaux) の係官。

— フランス海洋調査開発研究所 (Institut français de la recherche et de l'exploitation de la mer) の係官。

— 保険省の薬剤査察官 (pharmaciens inspecteurs) および医療査察官 (médecins inspecteurs) ならびに委託衛生査察官

(inspecteurs de salubrité commissionnés)。

— 労働査察官 (inspecteurs du travail)。

— 地方の産業再編成局 (directions régionales du redéveloppement industriel) および環境保全のために委託された果農薬局 (directions départementales de l'agriculture commissionnées pour la protection de l'environnement) の査察官。

第二六二条 ① 第二六〇条および第二六一條における官吏および係官は、任務の遂行に際して、昼間は、商店、商店の奥の部屋、事務所、付属建物、倉庫、営業所、製造所、売買の場所、発送所、貯蔵場所、役務の給付が提供される場所およびその付属建物、さらには商品の輸送に使われる乗物の中へ立ち入ることができる。

② 夜間は、前項の場所が公開されているかまたは前項の場所の中において製造、生産、加工、包装、輸送もしくは商品化の作業中である場合に、立ち入ることができる。

第二六三条 ① 官吏および係官は、彼らの任務を達成することおよびその目的のために不可欠な手段を自由に用いることを容易ならしめるために、それが誰のものにあろうと、すべての性質の書類の伝達を請求しまたその差押をなすことができる。

② 官吏および係官は、官公庁のもので、彼らの任務の達成に必要なすべての書類を閲覧し、またその複写を取ることができ。

第二六四条 官吏および係官は、一九一九年一月二二日のデクレに定められた条件において、事業者が所持するかまたは売却する製品の見本を検査のために抜き取ることができる。良品とされた見本の価格は、抜き取りの日における価値により償還される。

第二六五条 ① 官吏および係官は、本法の規定の違反について確認を行なった場合、できるかぎり短期間に調査を作成する。調査には、実施された検査ならびに確認の性質、日付および場所が明記されなければならない。

② 調査には、それが名宛人不明で作成される場合を除いて、利害関係人に作成の日付および場所が報知されたこと、ならびに同人に対してその作成に立ち会うかまたは代理人をして立ち会わせるように通告がなされたことが明記される。

③ 調査は、共和国検事に送付される。その複写は、利害関係人に交付または送付される。

第二六六条 ① 以下の場合、六日ないし六ヶ月の禁固および二〇〇フランないし二〇〇〇〇〇フランの罰金の一方または両方が課される。

——第二六三条に規定された書類の伝達の拒否。

——その書類の隠蔽。

——第二六〇条および第二六一一条において規定された官吏および係官の活動の妨害ならびにそれらの者に対してなされた侮辱および暴力行為。

② 裁判官は、さらに履行強制のための罰金を付して、請求された書類の伝達を命じることができる。

第二章 制裁

第一節 刑事制裁

第二六七条 以下の者には、本法および本法の適用規則が定める刑罰が課される。

——違反を自ら犯した自然人。

——企業において資格の如何を問わず指揮、取締および管理の職にある自然人で、その権限に属する者に違反をなさしめるかまたはその者によりなされた違反を見逃ごす者。

第二六八条 ① その者のために違反がなされた自然人または法人には、禁固を除いて本法および本法の適用規則の定める刑罰が課せられる。

② 前項の者に軽罪に対する罰金が課される場合、その罰金は、直前の会計年度の取引総額の五%の範囲内で課せらる。

第二六九条 ① 本法および本法の適用規則の規定に対する違反の場合、裁判官は、検察官、被告人および民事上の当事者が存在する場合はさらにその者に対して尋問を行なった後に、刑事上の責任および場合によっては民事上の責任について決定を下す。

② しかしながら、前項の刑事上の責任についての判決においては、刑の宣告に関する決定は猶予される。

③ 裁判官は、責任があると認められた者に対し、(以下の内容) ④ 法廷命令 (Injunction) を命じる。

— 不正行為を中止することおよび裁判官がその目的によつて命じることのできる命令 (Prescription) に従うこと。

— 場合によっては消費者に報知するために必要なすべての措置をとること。

— 被害者の被った損害の全部または一部を賠償すること。

④ 裁判官は、責任があるとされた者が法廷命令に従わなければならぬ期限を明確にし、かつ新たな弁論期日を指定する。

⑤ 前項の新たな弁論において、責任があるとされた者が、

裁判所によりその者に対して命じられた法廷命令を遵守したことを証明した場合、裁判官は刑を宣告しない。

⑥ 責任があるとされた者が、裁判官により命じられた措置の履行を証明できない場合、裁判官は刑に関する決定を下す。

第二七〇条 裁判官は、状況によっては、前条第一項の刑事上の判決の際に、責任についての決定を下すと同時に、法律により規定された刑を特別な理由を付した決定により宣告することができる。

第二七一条 被告人が、第二一九条、第一五九条または第二七六条の意味において累犯の地位にある場合、その被告人は、第二六九条の規定の利益を享受しえない。その場合、裁判官は、唯一かつ同一の決定によつて、責任および刑についての

決定を下す。

第二七二条 ① 本法および本法の適用規則により刑事上の有責判決を宣告する裁判官は、すべての場合において、犯された違反を公に報知するメッセーシの配布および掲示を命じうる。判決は、メッセーシの期間ならびにその配布および掲示の方式を定める。判決は、有責判決を受けた者に対し、それを行なうための期限を付与する。

② 有責判決を受けた者が法廷命令に従わない場合、八〇〇〇フランないし二五〇〇〇〇フランの罰金が課される。検察官は、有責判決を受けた者の費用で配布または掲示を行なわしめる。

第二七三条 ① 本法により懲治刑(軽罪の刑)の有責判決を宣告した裁判官は、有責判決を受けた者に対し、裁判官の選出する五年を超えない期間は、資格の如何を問わず、選出された者または代表者としてのすべての職務を職業上または裁判上行使することを禁止することができる。

② 有責判決を受けた者が、前項の禁止を遵守しない場合、その者には刑法典第四三―六条によって定められた刑が課される。

第二七四条 裁判官が、本法の規定によつて、売買および給付から生じた金額の全部または一部を没収する場合、没収された金額は、第三一七条によつて創設される消費者援助基金に支払われる。

第二七五条 本法および本法の適用規則により刑事上の有責判決を宣告する裁判官は、履行強制のための罰金を付して、法律および規則の遵守を確保するために認められたあらゆる措置を命じることができる。

第二七六条 本法の適用によって懲治刑(軽罪の刑)を宣告された者が、その判決が終局的になされた日から五年の間に、本法の適用を受ける新たな違法行為を犯した場合は、累犯の地位にあるものとみなされる。

第二節 民事制裁

第二七七条 本法が契約または契約の条項の無効を規定している場合、事業者はその無効を申立てまたは対抗しえない。

第二七八条 ① 事業者は、契約全体の無効を申立てるために、ある条項の無効を援用しえない。

② しかしながら、ある条項の無効が契約の履行を不可能にする場合、裁判官は、履行を可能にするために契約を修正し、修正ができない場合は、契約を無効とする。

第二七九条 ① 本法が契約の無効を規定している場合、消費者は、受取通知付書留郵便により、支払った金額の償還を請求することができる。郵便の受領から三〇日以内に償還がなされない場合、支払われるべき金額は、法定利率の二倍の利息を生じる。期間満了後の利息自体も、一年ごとに法定利率の二倍の利息を生じる。

② 消費者が契約の履行として受取った物または金銭は、事

業者がなすべき金銭の償還の後に、返還される。返還は、事業者の費用においてなされる。

第二八〇条 契約または契約の条項の無効は、法律または規則の不遵守により場合に依りて消費者が被ったであろう補足的な損害の賠償を妨げない。

第二八一条 本法および本法の適用規則に基づいて付帯私訴の提訴を受けた刑事裁判官は、犯された違反からすべての民事上の結論を引き出しうる。裁判官は特に無効の確定および償還の命令をなしうる。

第二八二条 刑事裁判官が検察官の起訴または予審判事からの移送に基づいて提訴を受けた場合、被告人の刑事上の免訴は、その裁判官が民事上の関係について決定を下すことを妨げない。

第三章 訴権

第一節 一般規定

第二八三条 小審裁判所は、不動産以外の民事事件に関しては、事業者により消費者に対しておよび消費者により事業者に対して行使されるすべての訴権について、七〇〇フランまでは終審として、一〇〇〇〇〇フランまでは控訴を伴って、裁判権を有する。

第二八四条 不動産以外の民事事件に関しては、事業者により消費者に対しておよび消費者により事業者に対して行使され

るすべての訴権は、三年で時効にかかる。この時効は、他のすべての固有規定にもかかわらず、適用される。

第二八五条 事業者により消費者に対して訴訟が提起される場合、裁判官は、職権で、本法および本法の適用規則によって消費者に与えられている防御方法を釈明しうる。

第二節 法廷命令の訴権

第二八六条 ① 紛争が、消費者の事業者に対するものでありかつ小審裁判所の管轄に属する場合、契約上の物を引渡すかまたは返還する義務、役務を給付する義務および財または役務の一致を担保する義務の履行は、以下の条文中に記載された手続に従って請求されうる。

② 原告は、同一の手続に従い、あわせて不履行によって請求の日までに被った損害の賠償を主張しうる。

第二八七条 ① 請求は、被告の居住地の小審裁判所または物の実際の引渡地もしくは役務の給付の履行地の小審裁判所になされる。

② 前項に定められた規定は、公の秩序である。反対の条項は、すべて書かれていないものとみなされる。

③ 裁判官は、職権で、管轄違いについて釈明しなければならぬ。

第二八八条 裁判官は、弁論において原告により申立てられた請求により、あるいは書記課に交付または送付された単なる書状により、訴を提起される。

第二八九条 ① 裁判官が弁論において申立てられた請求によって訴を提起される場合、原告は自ら出頭し、裁判官に以下のことを提示しなければならない。

— 原告が義務の履行を請求する相手方の姓、名前、職業および住所、ならびに法人の場合には形態、名称および本社所在地。

— 履行が請求されている義務の詳細な情報およびその義務の証明。

② 原告は、証拠となるすべての書類、特に契約書類が存する場合にそれを提出しなければならない。

第二九〇条 請求が書状により申立てられる場合、その書状は、前条において定められた情報を含まなければならない。かつ証拠となるすべての書類、特に契約書類が存する場合にはそれを伴わなければならない。

第二九一条 ① 請求が書状により申立てられた場合、書記課は、書留郵便により、書記課の指定する弁論に出頭するよう、原告を召喚する。

② 原告は、自ら弁論に出頭しなければならない。出頭しない場合、裁判官は請求を棄却する。しかしながら、原告の弁論への出頭が絶対に不可能な場合、または係争裁判所が原告の居住地から一〇〇キロメートルを超えた距離にある場合には、原告は、裁判官により、自ら出頭することを免除される。その場合、原告は、新民訴訟法典第八二八条に定めら

れた者の中の一人または消費者代表組織により代理せらる。
 第二九二条 原告は、つねに新民事訴訟法典第八二八条に定められた者の中の一人または消費者代表組織により補佐せらる。

第二九三条 書記官は、原告の弁論の報告書を作成する。

第二九四条 ① 裁判官が、提出された書類およびなされた説明によって、請求が全部または一部信頼できるとの心証をえた場合、裁判官は、明示された者に対し、請求された義務の全部または一部の履行についての法廷命令を出し、また命じられた義務の履行が拒絶される場合には、さらに事件が裁判所に上訴される期日を指定する。

② 裁判官は、請求が疑わしいとの心証をえた場合、請求を棄却する。

第二九五条 裁判官の決定には、理由は付されない。

第二九六条 ① 裁判官が請求を棄却する場合、原告は、その決定に対する異議申立方法を有しない。但し原告が一般法の手続に従い訴訟追行をなす場合は、この限りではない。

② 裁判官が請求の一部のみを認容する場合、原告は同様にその決定に対する異議申立方法を有しない。但し、原告が、命令が送達^{*}されていないことを三日以内に書記課に通告する場合および一般法の手続に従い訴訟追行をなす場合は、この限りではない。（*訳者注：本来の「送達」(執行吏による)は、*signification* であるが、以下「送達(する)」と訳す原文は、すべ

て、*notification, notifier* (本来の意味は「通知、通告(する)」で、執行吏送達以外の書留郵便による送達も含む概念である。)

第二九七条 ① 弁論の報告書、法廷命令および場合によっては原告の書状は、この原本が書記課に保存される。請求の証拠として提出された書類は、暫定的に書記課に保存される。

② 請求が棄却された場合、提出された書類および場合によっては原告の書状は、原告に返還される。

第二九八条 裁判官の命令と一致することが確認された複写および原告の弁論の報告書の複写は、書記課によって、第二九六条により定められた三日の期間の経過後直ちに、遅くとも裁判官により指定された弁論の期日の一五日前には、命令において示された者に対して送達される。

第二九九条 ① 命令が履行されない場合、原告および複数の被告は、裁判官の指定した弁論に自ら出頭する。

② しかしながら、正当な理由がある場合または裁判所がそれらの者の居住地から一〇〇キロメートルを超えた距離にある場合には、それらの者は、新民事訴訟法典第八二八条に記載された者のうちの一人により代理せらる。

③ それらの者は、常に、第二九二条に定められた者の中の一人により補佐される。

第三〇〇条 ① 裁判所は、その権限管轄の範囲において、主たる請求ならびにすべての付帯請求および本案に関する防御について裁判権を有する。

② 管轄違いの決定がなされた場合、事件は、新民事訴訟法典第九七条に定められた規定に従って管轄裁判所へ移送される。

第三〇一条 裁判所の判決は、法廷命令に代わる。

第三〇二条 原告により提出され書記課に暫定的に保存された書類は、訴訟手続の消滅が確認された後に、または裁判所における弁論の際に、原告の請求に基づいて原告に返還される。

第三節 全体的訴権 (action collective)

第三〇三条 消費者代表組織は、司法秩序または行政秩序のすべての裁判所に対し、消費者の全体的利益において訴を提起しうる。裁判官は、同様に検察官によって訴を提起されうる。

第三〇四条 前項の訴権を行使された裁判官は、(以下のことを) なしうる。

— 必要とあれば履行強制のための罰金を伴って、不法な行為の中止、その他法律および規則の遵守を保障するためのあらゆる措置を命じること。

— 組織が各消費者の費用、精神的負担および訴訟努力の賠償を請求しうることは別に、消費者の全体的利益に対して生じた直接または間接の損害を補償する賠償金を組織に許与すること。

— 敗訴者の負担で、なされた判決を公に報知するメッセージの配布および掲示を命じること。

第四節 集団の訴権 (action de groupe)

第一款 特定の消費者集団の利益において行使される訴権

第三〇五条 ① 複数の同定可能な消費者が、同一の事業者の行為により共通の原因を有する損害を被った場合、消費者組織は、利害関係人全員に対し個別に通知をなすことを条件として、利害関係人の名で、すべての裁判所に対し訴の提起をなしうる。

② 利害関係人は、常に、組織により追行されている訴訟に参加することができる。

第三〇六条 判決は、代理された消費者が訴訟に参加していない場合においても、それらの者に対し効力を生じる。

第二款 不特定の消費者集団の利益において行使される訴権

第三〇七条 容易に同定しえない複数の消費者が、同一の事業者の行為により共通の原因を有する損害を被った場合、消費者代表組織は、利害関係人に個別に通知することなくして、

集団の利益において訴を提起することができる。

第三〇八条 ① 前条の場合、裁判官は、責任の原則についての決定を行なう。裁判官は、事業者の責任を認定する場合、その決定において、事案の状況に応じて被害者に対しその決定を知らしめるための措置を命じ、さらには申請書が受理される期間を指定する。

② 原則についての決定は、一般法の条件において異議申立方法の原因となりうる。

第三〇九条 裁判官によって指定された期間内は、集団に属す

るすべての消費者は、被った損害の範囲において決定の享受を請求しうる。消費者は、証拠書類を伴った申請書を、決定をなした裁判所の書記課に直接に、あるいは原告である組織に、送付する。後者の場合、組織は申請書を書記課に転送する。

第三一〇条 裁判所所長または当該権限を委任された裁判官は、提出された書証を見て、すみやかに、債権者のリストを作成し、債権額および賠償方法を確定する命令を出す。命令は、受取通知付書留郵便により、申請者および被告に送達される。

第三一一條 仮執行は、例外的にのみ、かつ特に事業者の資産を考慮してのみ命じられうる。

第三一二条 命令が送達された後一ヶ月間は、各申請者または被告は、書記課に受取通知付書留郵便を送付することにより、命令に対する故障申立 (Opposition) をなすことができる。この期間の満了により、命令は、故障申立の対象とならなかつた債権について、執行可能となる。故障申立は被害者の特定、債権額および賠償方法に及びうるが、責任の原則については及びえない。故障申立は、係争裁判所によって、一般法の手続に従い判断される。

第三一三条 決定の享受を請求しなかつた被害者は、事業者に対し個別の訴権を行使する権利を保持する。

第三一四條 個別の申請書の表示が欠缺しているかまたは不十分な場合、第三〇七条によって訴を提起された裁判所は、損

害の総額を評価する。その場合、個別の債権が存在すれば、その総額に繰り入れられる。賠償金は、場合に依じて全額または残額につき、第三一七条によって創設される消費者援助基金に許与される。

第三一五條 裁判所が第三一四條の手続を行なった場合、すべての被害者は、決定の享受を請求したか否かにかかわらず、事業者に対する個別の訴権を行使する権利を失う。しかしながら、正当な理由により決定の享受を請求しなかつた者は、第三一七条により創設される消費者援助基金に対し、個別の損害賠償を請求しうる。

第三款 共通規定

第三一六條 第三〇五條または第三〇七条により訴を提起された裁判所は、さらに第三〇四條によって定められる決定を宣告しうる。

第四章 消費者援助基金

第三一七條 法人格を付与された、消費者援助基金が創設される。

第三一八條 ① 基金は、事業者に対し個別の訴権を行使する消費者および全体的訴権または集団の訴権を行使する消費者組織により負担される費用を、全部または一部予め貸付けることを目的とする。

② 基金は、また、余剰資金がある場合は、消費に関する紛

争の解決を容易ならしめるためのすべてのイニシアチブをとることができる。

第三一九条 第三一八条に定められた予めの貸付は、訴訟が勝訴のかんりの可能性を呈する場合に、基金により同意される。

第三二〇条 訴訟の後に、訴訟費用の負担を命じられた敗訴当事者は、基金が予めの貸付をなした金額を基金に償還しなければならぬ。しかしながら、裁判所は、理由を付した判決により、敗訴当事者に対し、償還の全部または一部を免除することができる。

第三二一条 基金は、消費者組織の代表者、学識経験者および司法官の三部門から構成される行政委員会により管理される。その委員長は、デクレにより任命される。政府委員が基金のもとに置かれる。

第三二二条 基金の収入は、(以下のものにより) 構成される。

——本法第三一四条の条件において集団の訴権が行使される場合に、事業者の負担とされる賠償金。

——本法の適用により裁判官によって没収された売買または給付から生じる金額。

——消費者に対してなされる訴訟の引き延ばしまたは濫用の場合に、事業者に対して課される民事上の罰金。

——助成金および行政委員会により同意された他のすべての資産。

第三二三条 消費者援助基金の運営細則は、コンセイユ・データ

のデクレにより詳細に定められる。

末尾規定

第三二四条 本法により消費者が有する権利を剝奪または縮減することを目的とする合意は、禁じられる。

第三二五条 以下(の法律、デクレおよびアレチならびに法典、法律および命令の当該章または条文) は廃止される。

——露店における安売りおよび投げ売りに関する一九〇六年一月三〇日の法律。

——価格に関する一九四五年六月三〇日第四五—一四八三号の命令第三七—一C条。

——景品用スタンプもしくは他のすべての類似物または現物の景品を伴った売買方法の禁止を定める一九五一年三月二〇日第五—一三五六号の法律。

——訪問販売および住居における売買についての消費者の保護に関する一九七二年一月二二日第七二—一三三七号の法律。

——商人および職人の指導に関する一九七三年一月二二日第七三—一一九三号の法律第四〇条、第四四条および第四六条。

——特定の信用供与取引の分野における情報および消費者の保護に関する一九七八年一月一〇日第七八—二二二号の法律。

— 製品および役務の消費者の保護および情報に関する一九七八年一月一〇日第七八一—二二三号の法律第四章。

— 消費者の安全に関する一九八三年七月二二日第八三一—六〇号の法律。

— 刑法典第四〇—一二条 (R)。

— 一九〇六年二月三〇日の法律の適用細則を定める一九六二年一月二六日第六二—一四六三号のデクレ。

— 一九七二年二月二九日の法律の適用に関する一九七四年五月九日第七四—四一〇号のデクレ。

— 価格の標示、値札の添付および掲示に関する一九七一年九月一六日第二五九二—一〇号のアレテ。

— 価格の消費者に対する報知に関する一九七七年九月二日第七七—一〇五/P号のアレテ。

— 寸法が統一された予め包装済みの特定の製品の価格の消費者に対する報知に関する一九八二年一月一〇日第八二—一〇五/A号のアレテ。

— すべての役務の価格の報知に関する一九八三年一〇月三日の第八三一—五〇/A号のアレテ。

第三二六条 以下(の法律およびデクレの当該条文)は、事業者と消費者の関係においては廃止される。

— 製品または役務に関する詐欺(フロード)および偽造に ついての一九〇五年八月一日の法律。

— 詐欺の抑制についての一九〇五年八月一日の法律の適用

に関する法律施行令を定める一九一九年一月二二日のデクレ 第一条ないし第九条および第二四条ないし第三九条。

[完]

昭和六一年二月三〇日稿